

第4次静岡市男女共同参画行動計画

(案)

令和4年11月30日現在

静岡市

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の経緯	
2 計画策定の背景	
(1) 社会経済情勢と静岡市の状況	
(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向	
(3) 第3次静岡市男女共同参画行動計画等の評価と今後の課題	
第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）	13
1 計画の基本理念	
2 計画において目指す姿	
3 基本目標	
4 重点目標	
5 計画期間	
6 計画の位置付け	
第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）	16
1 施策の体系	
2 計画の体系図	
3 基本目標及び主な取組	
基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進	
基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実	
基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	
基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障	
基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	
基本目標6 地域における男女共同参画の実現	
基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現	
基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現	
基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	
第4章 計画の推進	52
1 計画を推進する体制の整備	
2 市民参画による推進体制と拠点の充実	
3 計画の進ちょく状況の点検及び情報公開	

4 計画の見直し

第5章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(審議経過／静岡市男女共同参画審議会委員名簿／用語の解説)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

静岡市は、第3次静岡市男女共同参画行動計画（平成27年3月策定）に加え、静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（静岡市DV防止基本計画）（平成26年3月策定）（以下、「静岡市DV防止基本計画」という。）、及び静岡市女性活躍推進計画（平成29年3月策定）を策定し、これらのもとで様々な施策をとることを通じて男女共同参画を推進してきました。

これらの計画の期間がいずれも令和4年度（2022年度）末で満了となることから、社会情勢の変化等を踏まえた上で、「第2次静岡市DV防止基本計画」及び「第2次静岡市女性活躍推進計画」を包含する形で、「第4次静岡市男女共同参画行動計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

2 計画策定の背景

（1）社会経済情勢と静岡市の状況

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来

本市の人口は減少傾向にあります。2020年（令和2年）は約684,000人でしたが、10年後の2030年（令和12年）には約646,000人に、20年後の2040年（令和22年）には約594,000人に減少する見込みです。

年齢区別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、全体に占める老年人口（65歳以上）の割合が増加し、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されています。また、未婚・離婚の増加等による単独世帯やひとり親家庭の増加もみられます。そのため、高齢者層やひとり親家庭等への支援策の充実が、一層重要となります。

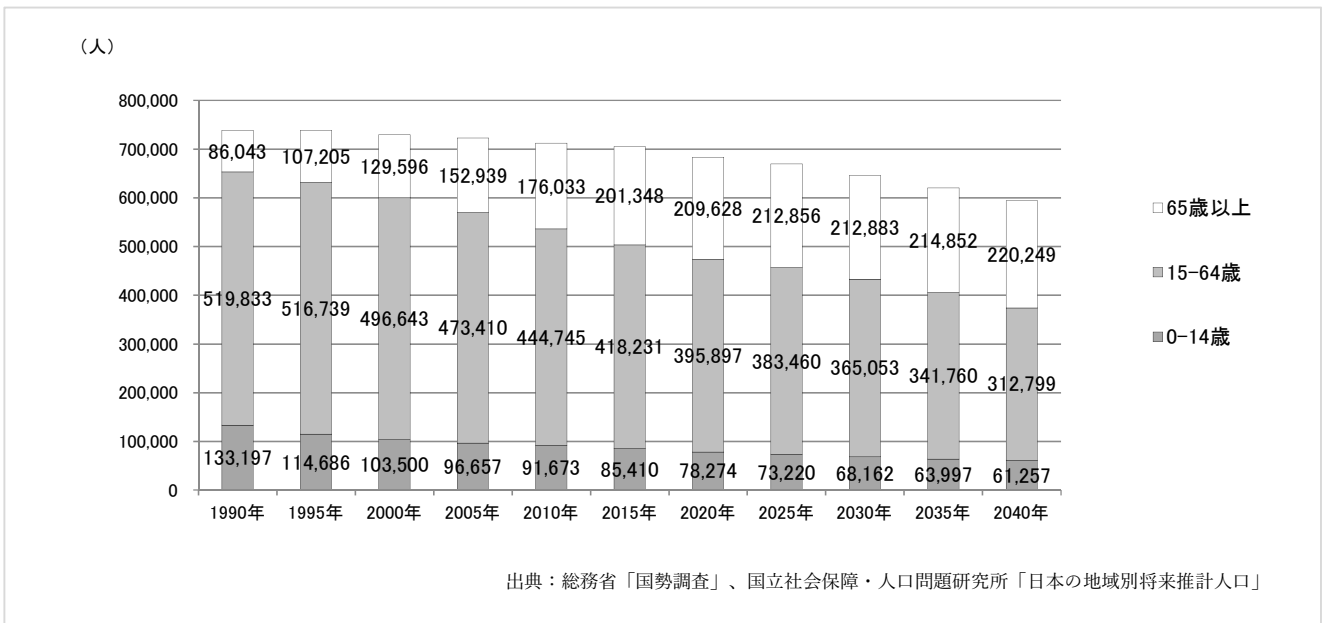


図1-1 静岡市の年齢区別将来推計人口

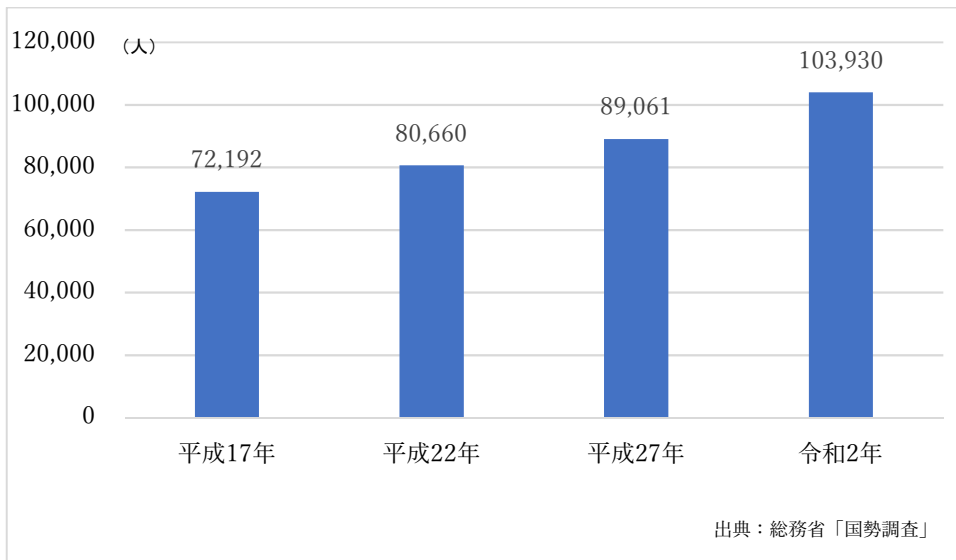


図1-2 単独世帯の推移（静岡市）

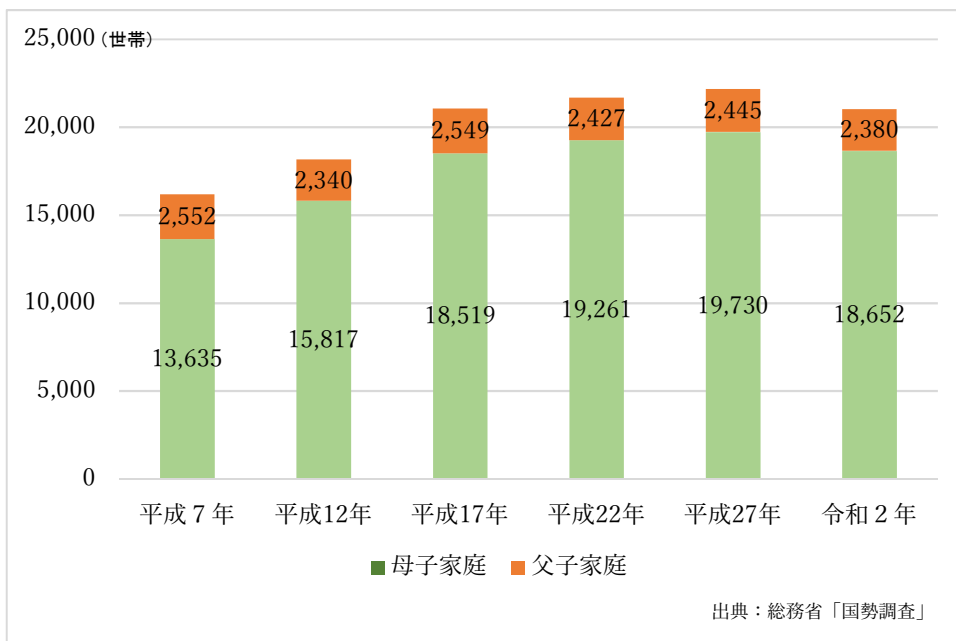
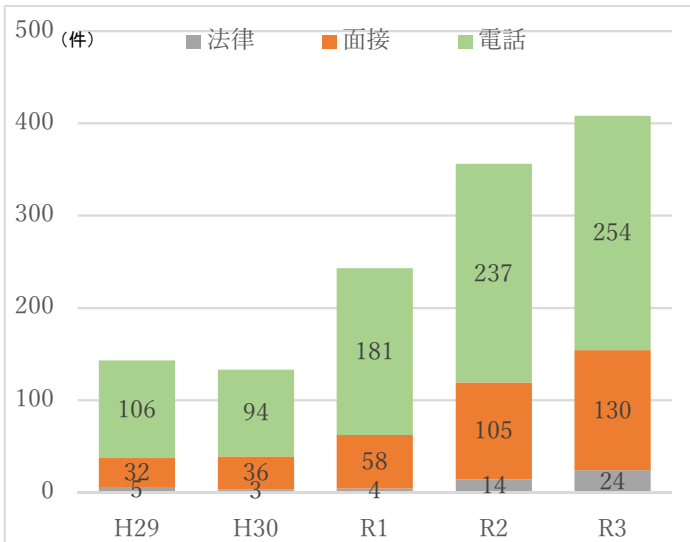


図1-3 ひとり親家庭数の推移（静岡県）

DV 被害の状況

市女性会館に寄せられる DV 相談の件数は、ここ数年増加しています。新型コロナウイルスの感染症の影響もその増加に関係していると考えられます。



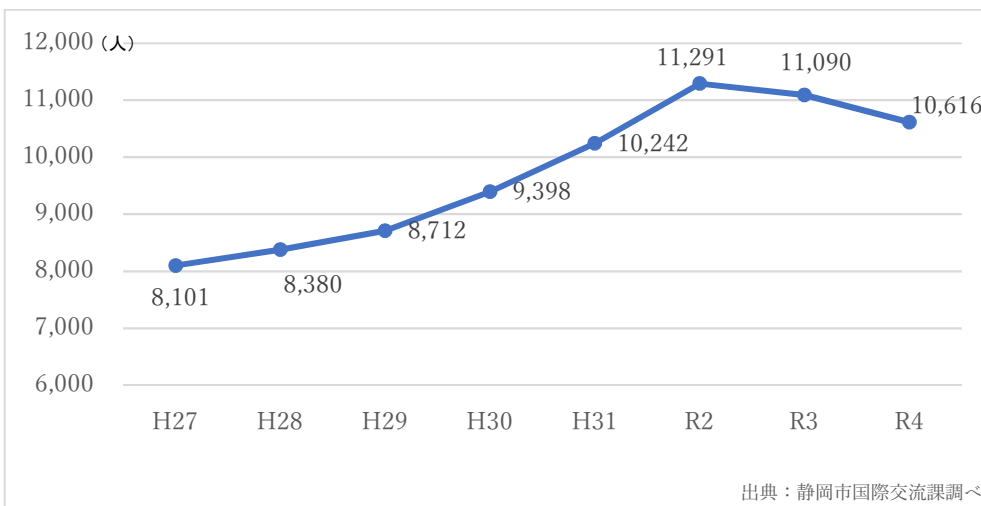
出典：静岡市男女共同参画・人権政策課調べ

図 1-4 静岡市女性会館に寄せられる DV 相談件数

国際化の進展

静岡市には、中国・ベトナム・フィリピンをはじめとした多くの外国人住民が居住しています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和 2 年度以降減少傾向にあるものの、近年 10,000 人前後で推移しています。

文化や言葉の違いから、生活上様々な困難を抱えるケースもあり、寄り添った支援が求められます。



出典：静岡市国際交流課調べ

図 1-5 外国人住民数の推移（静岡市）

仕事と子育ての両立支援

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

静岡市は、全国と比較すると、15～19歳及び30～34歳を除く全ての年齢階級において、女性の労働力率が高い状況になっています。

令和2年のM字カーブの底（35歳～39歳）は、平成22年と比較し、9.1ポイント上昇しており、働き続ける女性が増えているといえます。しかし、その内訳をみると、結婚・出産を機に離職した後の再就職先はほぼ非正規雇用であるという実態があります。国では、女性の正規雇用労働者比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。

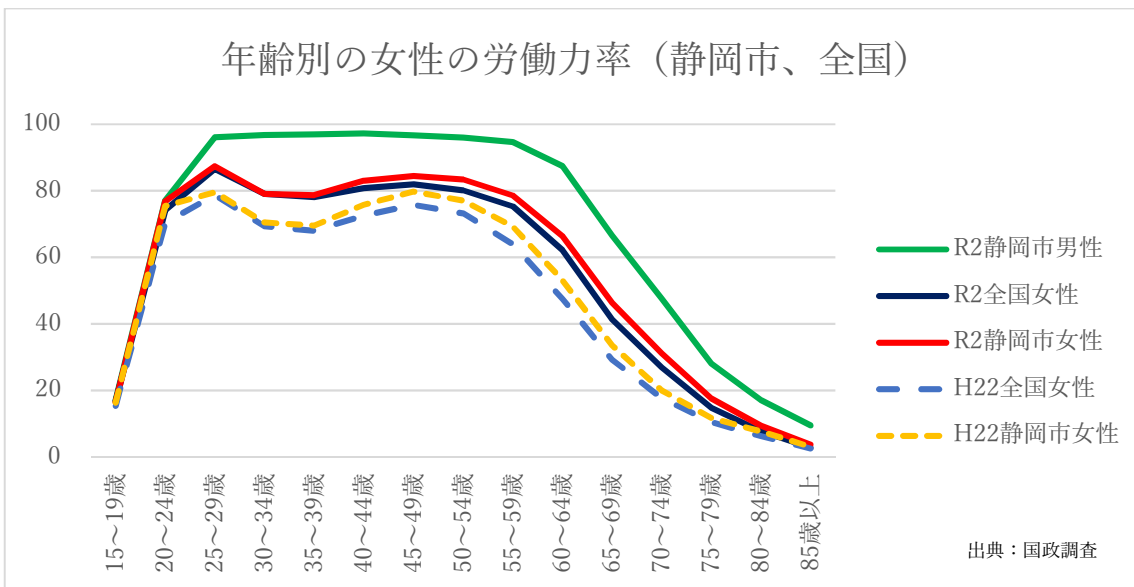
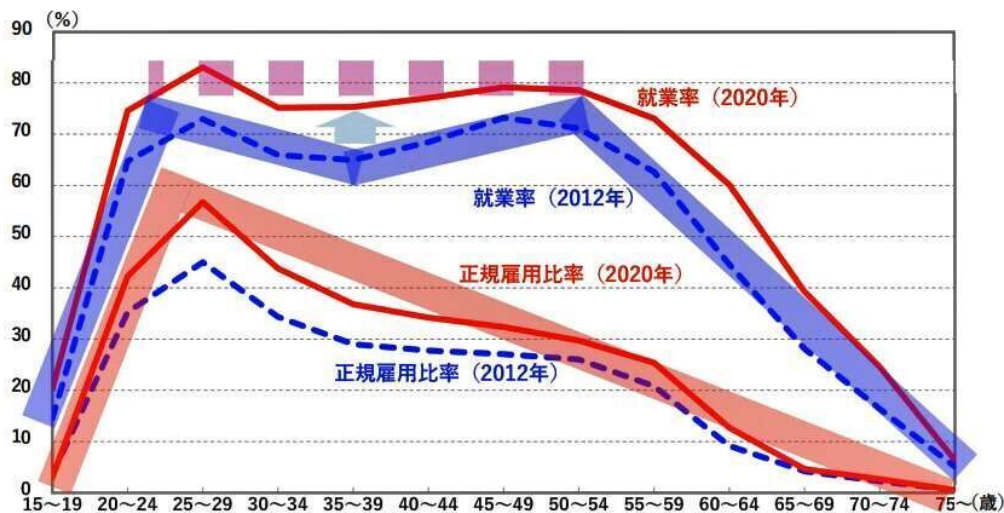


図1-6 年齢階級別労働力率（静岡市・全国）



出典：内閣府「選択する未来2.0」（R3）

図1-7 女性の就業率と正規雇用比率

雇用情勢の変容と貧困・格差の拡大

2011年をピークに低下傾向がみられていた完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響によりその低下の速度が鈍化しています。特に女性は、半数以上が非正規雇用という状況にあり、長期的な視点で見ると、貧困などの生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

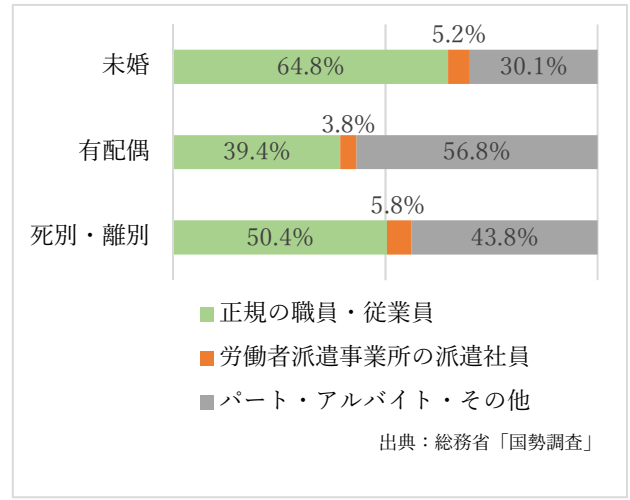
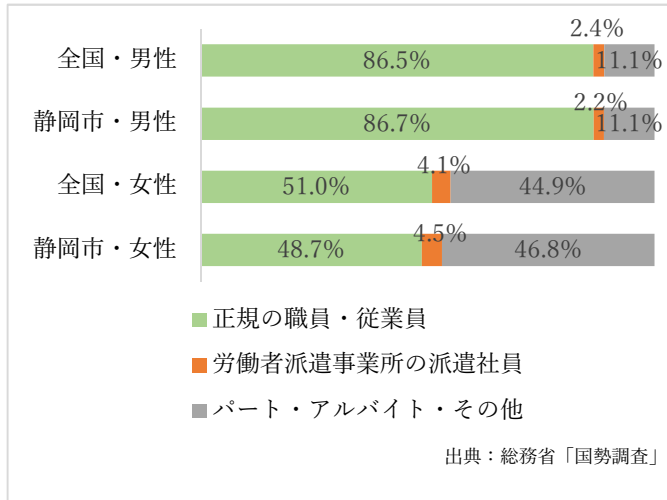


図1-8 15～64歳の従業者の正規・非正規雇用者の割合

図1-9 静岡市の正規・非正規雇用者の割合
(女性・配偶関係別)

(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向

ア 国際社会の動向

国際社会では、平成7年の第4回世界女性会議において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となってきました。その後5年毎に、世界全体でジェンダー平等の進捗と課題を振り返る取組が行われています。

平成27年には国連において2030年までの国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、持続可能性に関する世界の諸問題について17のゴールが示されました。「ジェンダー平等」はこの目標5として掲げられています。SDGsにおいて、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント」は、「すべてのターゲットの進展にきわめて重要な貢献をするものである」と評価されています。ジェンダー平等はSDGsの実現に不可欠の前提といえます。

また、日本は、世界経済フォーラムが発表している世界各国のジェンダー平等の程度を指数にした「ジェンダー・ギャップ指数」は146か国中116位(2022年)と、先進国の中で最下位です。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低い状況です。

イ 国・県の動向

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が、また、静岡県においては、令和3年2月に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

国の第5次男女共同参画基本計画は、以下のような社会情勢の現状及び課題を踏まえた内容となっています。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ・人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ・人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ・法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ・デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- ・国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ・頻発する大規模災害
- ・SDGsの達成に向けた世界的な潮流

そのほか、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月から従業員101人以上の事業所に女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられたほか、「労働政策総合推進法」に基づく職場のパワーハラスメント対策が義務付けられました（大企業は令和2年6月から義務付け）。さらに、「育児・介護休業法」の改正により、令和4年4月から雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化と有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和され、令和4年10月からは産後パパ育休制度が導入されています。

DV防止に関連して、「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されました。これにより、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対象の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう相互に連携・協力すべき関係機関として、児童相談所が法文上明確化されることとなりました。またその保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

令和4年6月には、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も可決されました（令和6年施行予定）。

（3）第3次静岡市男女共同参画行動計画等の評価と今後の課題

第3次男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、10の基本目標に対して14の成果指標を設定して取り組んできました。14指標の数値を、計画開始時と直近の数値で比較すると、「保育所待機児童数の減少」や「ひとり親家庭の非正規就業率の減少」など目標を上回る2指標を含め、いずれも着実な進展があります。行動計画に基づく183事業（令和3年度事業数）が、計画に沿って着実に進められてきた成果がうかがえます。一方で目標に至らなかった指標については、次期計画に向けて精査した上で引き続き推進していくべきと考えられます。

市DV防止基本計画では「DV相談窓口の周知度」、「夫婦間における『足でけったり、平手で打たれる』、『なぐるふりをして、おどされる』を暴力として認識する市民の割合」、「DV防止法の認知度」の3つの成果指標を設定し取り組んできました。いずれも着実な進展がみられたものの、目標値である100%には達しませんでした。目標値の達成に向け、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

市女性活躍推進計画では、2の基本目標に対して6の成果指標を設定し取り組んできました。いずれもゆるやかに進展がみられたものの、十分とまでは言い難い状況にあります。目標値の達成に向けて、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

なお、第3次男女共同参画行動計画において重点としていた4つの基本目標にかかる評価は、それぞれ次のとおりです。

◆ 男性にとっての男女共同参画の推進

「男性の『育児休業』『介護休業』取得について賛成する男性の割合」はほぼ目標値を達しており、共働き世帯の増加といった社会情勢の変化、育児・介護休業法などの改正も相まって、周囲に育児休業等の取得者が現れるなど賛同しやすい環境整備が進んでいると考えられます。また、「週間就業時間が60時間以上の男性の割合」は、平成24年から平成29年の5年間で1.1ポイントの減少に止まっています。引き続き男性の家事・育児・介護への参画を促す取組を継続していくとともに、令和3年度の市民意識調査で見られた若年世代の男性の「家庭生活優先」という意識の変化が彼らのワーク・ライフ・バランスの実現に結び付くような施策を展開していく必要があります。

◆ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

「市の審議会等における女性委員の割合」や「管理的職業従事者に占める女性の割合」は、いずれも令和4年度の目標値の達成が困難な状態です。特に審議会等委員の女性の登用率はここ数年微減しています。現在実施している女性の人材リストの活用や女性委員が審議会等に増えることによる効果の周知などの取組では、女性委員の登用率の大幅な向上は望めないため、目標に達していない審議会等については、所管課に委員の登用計画書の作成を依頼する等の新たな取組を行う必要があります。また、審議会等の開催日程が性別問わず参加しやすい時間帯となっているかなどを検証していくことも大切です。

令和3年度の女性の労働実態調査の事業所向けアンケートでは、「女性管理職の登用によって意思決定を行うメンバーが多様化し、より良い決定が出せるようになった」という声がありました。またその一方で、女性管理職がない理由として、「役職に必要な知識や判断力を有する女性がない」という意見もありました。他方で、同調査の従業員向けアンケートでは、「管理職になりたいか」という問いに対して、なりたいたと思わないと答えた女性は8割を超えていました。引き続き企業等の女性を管理職に登用する機運の醸成に取り組むとともに、女性社員が管理職を目指したいと思える環境づくりに資する事業の展開が必要です。

◆ 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

しずおか女子きらっ☆プロジェクト（女性が輝くしずおかを目指し、女性の職業生活における活躍を進めるためのプロジェクト）などを通して、労働の場における女性の活躍を推進してきたものの、令和3年度の女性の労働実態調査では、係長相当職がない事業所が52.7%を占めるなど、女性管理職の割合は依然として低い水準にあります。また、男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進してきたものの、指標8の「ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度」では、「言葉と意味の両方を知っていた」人は43.0%で半数以下でした。さらに、「『職場』における男女の平等感」に関する市民意識調査結果では、男性の方が優遇と感じる割合が49.0%とほぼ半数を占めました。また、同意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性1時間45分に対し、既婚女性5時間24分となっており、家事労働時間には依然として大きな男女差があります。

このことから、引き続き企業等の女性を管理職に登用する機運の醸成に取り組むとともに、女性社員が管理職を目指したいと思える環境づくりに資する事業を展開していく必要があります。また、事業者向けの働き方改革に係るセミナー等を開催するなど、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進にも努めていく必要があります。

◆男女間のあらゆる暴力の根絶

「DV相談窓口の周知度（令和3年度）」は、計画策定前（平成24年度）と比べわずか4.4ポイントしか増加していません。このことから、相談窓口の周知にさらに力を入れていく必要があります。また、「夫婦間における、『足でける』、『平手で打つ』、『なぐるふりをして、おどす』といった身体的暴力を暴力と認識する人」の割合は、それぞれ増加していますが、まだ十分とは言えず、精神的な暴力の一つである「何を言っても長時間無視し続ける」を暴力と認識する人は49.5%にとどまっていることから、今後もDVに対する啓発に力を入れていく必要があります。さらに、平成30年度の計画の中間見直しで若年層への暴力防止の取組を拡充したものの、10代・20代の若い世代では「他の異性との会話を許さない」という心のあり方に関する精神的暴力への理解度・認知度が未だに低い状況です。デートDV防止講座などを通じ、言葉や精神的な支配も暴力になりうることを啓発していくことが必要となります。

第3次静岡市男女共同参画行動計画（DV防止基本計画）における成果指標の状況

基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感（男性の方が優遇と感じる人の割合）	67.7% (H26年度)	75.8% (R3年度)	60%以下
2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (H25年度)	33.4% (R3年度)	60%
3 男性にとっての男女共同参画の推進	3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
	4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進	5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0% (H26年度)	29.5% (R4年度)	40%
	6 管理的職業従事者における女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
5 地域における男女共同参画の推進	7 自治会・町内会における女性役員の割合	10.6% (H27年度)	16.4% (R4年度)	20%
6 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%
	9 「職場」における男女の平等感（男性の方が優遇と感じる割合）	55.1% (H26年度)	49.0% (R3年度)	30%以下
7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	10 保育所待機児童数	156人 (H26年4月)	0人 (R4年度)	0人
8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	11 ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25年度)	母子家庭 52.2% 父子家庭 22.7% (H30年度)	減少
9 男女間のあらゆる暴力の根絶	12 DV相談窓口の周知度（市役所・各区役所の相談窓口）	52.3% (H24年度)	56.7% (R3年度)	100%
	13 夫婦間における「①足でけったり、②平手で打たれる」、「③なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3年度)	100%
※DV防止基本計画 成果指標	DV防止法の認知度	73.6% (H24年度)	90.0% (R3年度)	100%

10 生涯を通じた男女の健康支援	14 子宮頸がん検診の受診率（69歳以下）	44.7% (H25年度)	43.9% (R3年度)	50%
------------------	-----------------------	------------------	-----------------	-----

静岡市女性活躍推進計画における成果指標の状況

基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	1 25～44歳女性の有業率	69.4% (H24年度)	77.3% (H29年度)	80%
	2 15～64歳女性で働くことを希望しながら仕事についていない人の割合	17.7% (H24年度)	15.7% (H29年度)	10%
	3 管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	4 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
	5 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
	6 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%

第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）

第4次静岡市男女共同参画行動計画では、第3次の計画に引き続いて、静岡市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の基本理念6項目を計画の基本理念とした上で、第1次から第3次の計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、原点である「一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、9個の基本目標を掲げ、計画期間終了時の目指すべき姿を描き、取り組みます。

なお、第3次静岡市男女共同参画行動計画、静岡市DV防止基本計画、静岡市女性活躍推進計画は関連性が高いことから、それぞれの計画の趣旨を引き継いだ上で、一体として推進していくこととします。

1 計画の基本理念

静岡市は、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を、条例第3条から第8条に定めています。

<基本理念>

一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保（第5条）
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立（第6条）
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画（第7条）
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（第8条）

2 計画において目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）

ジェンダー平等の考え方が市民に広く理解されることで、各々が多様な考え方や生き方を選択しやすくなり、自分らしく暮らしやすい社会につながります。

3 基本目標

第4次男女共同参画行動計画においては、次の9個の目標を基本目標とします。

- (1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進
- (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
- (3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

- (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 地域における男女共同参画の実現
- (7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現
- (8) 労働の場における男女共同参画の実現
- (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

これらの基本目標は、大きく3つの分野に分けられます。

分野	基本目標
社会制度・慣行の見直し	(1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進 (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
安全安心な暮らしの実現	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障 (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 (6) 地域における男女共同参画の実現
ジェンダー・ギャップの解消	(7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 (8) 労働の場における男女共同参画の実現 (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

4 重点目標

第4次男女共同参画行動計画では、先述の3つの分野のそれぞれ以下の点について、現計画の評価や社会情勢の変化により特に積極的に進めていく必要があります。

分野	特に積極的に推進する必要がある事項
社会制度・慣行の見直し	幼少期からのジェンダー平等及び人権教育の重視
安全安心な暮らしの実現	DV 被害者等支援に関する関係機関の連携強化 防災における男女共同参画の推進
ジェンダー・ギャップの解消	多様な働き方の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進

このことから、第4次静岡市男女共同参画行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進していきます。

【重点的に推進】

- ・ ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 (基本目標2)
- ・ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (基本目標3)
- ・ 地域における男女共同参画の実現 (基本目標6)
- ・ 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 (基本目標7)

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間となります。

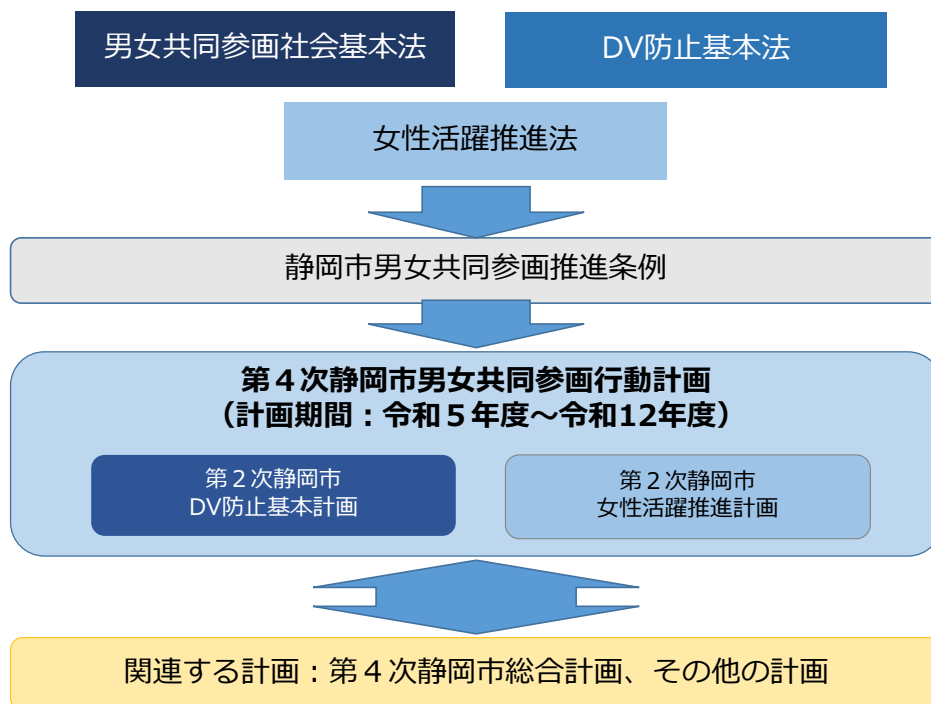
ただし、第4次男女共同参画行動計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

6 計画の位置付け

本計画は、条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づき静岡市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づき静岡市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねています。

なお、市の総合的な計画である第4次静岡市総合計画においては、持続的な開発目標（SDGs）を総合的に推進するとともに、SDGsに包含される「ジェンダー平等の推進」を特に意識する横断的な視点として位置付けており、本計画も市の総合計画と整合性をとりながら計画を推進していきます。



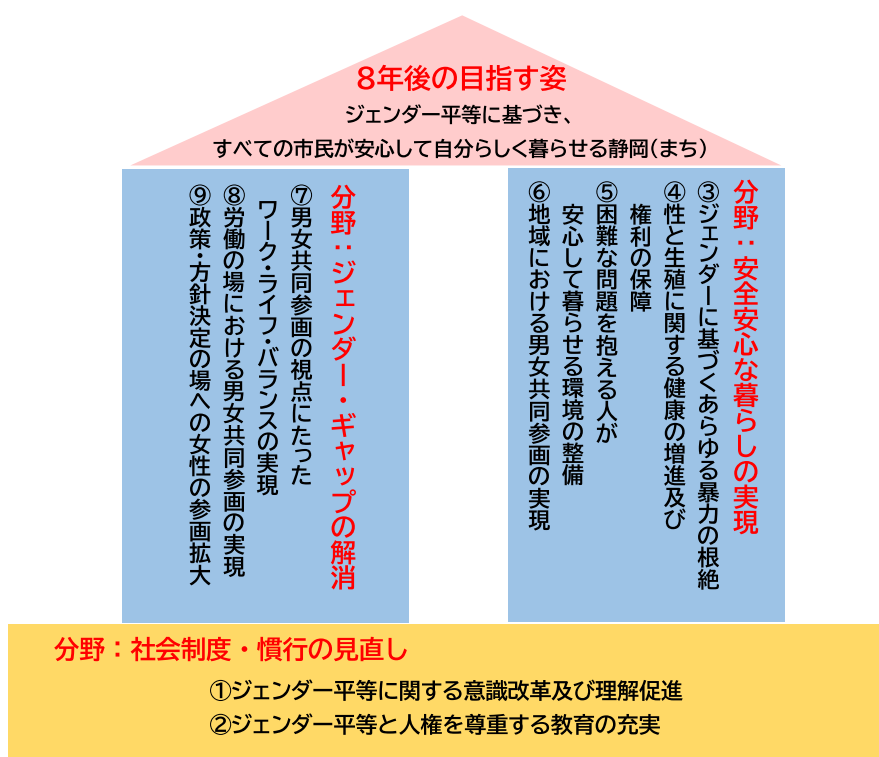
第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

1 施策の体系

第4次静岡市男女共同参画行動計画においては、9個の目標を基本目標として設定しました。

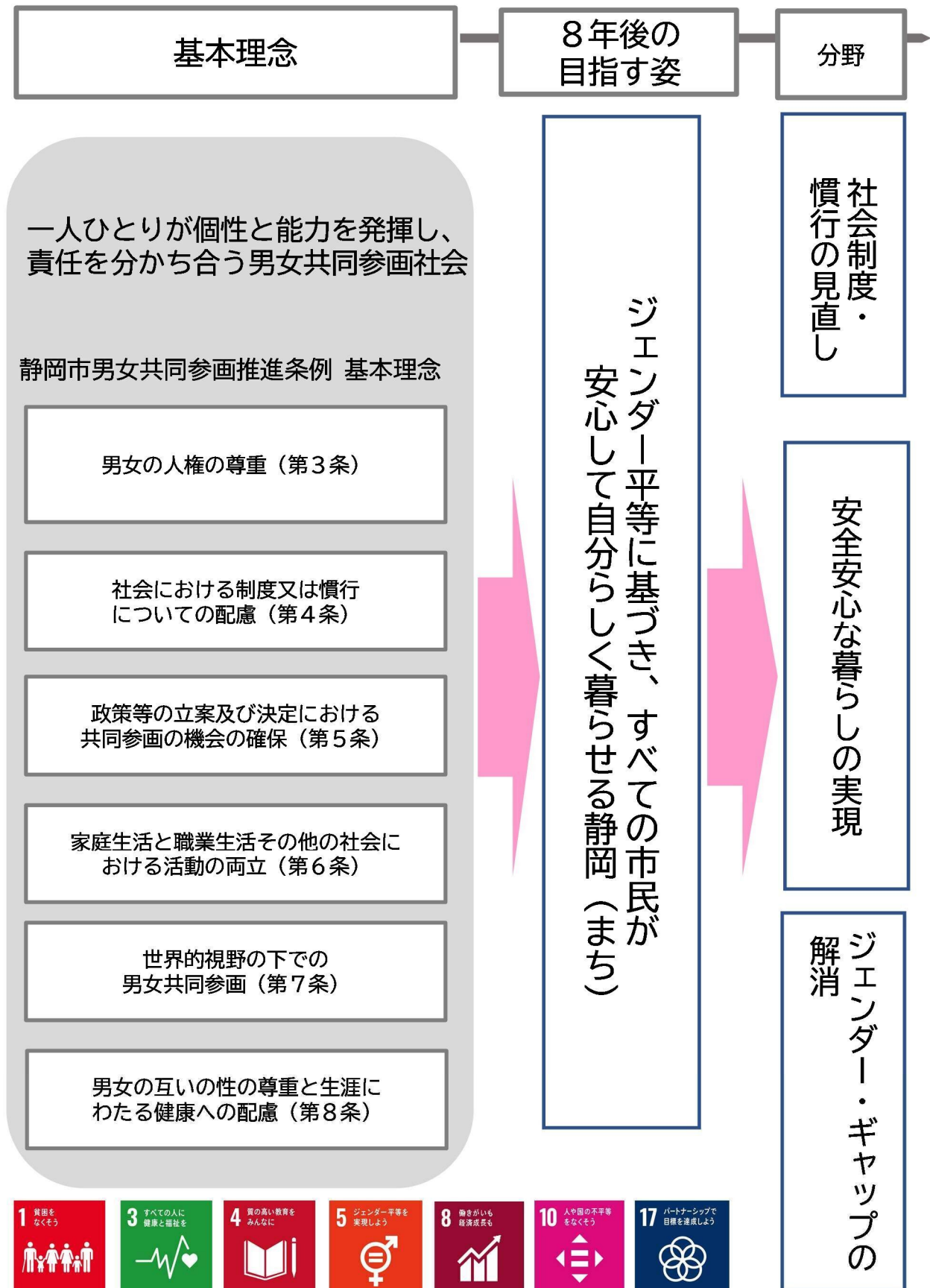
また、これらの基本目標は、ジェンダー平等及び男女共同参画社会に不可欠の「社会制度・慣行の見直し」「安全安心な暮らしの実現」「ジェンダー・ギャップの解消」という3つの分野に整理しました。

「社会制度・慣行の見直し」が進み、「安全安心な暮らし」が実現することにより、「ジェンダー・ギャップの解消」が可能となると考えられます。



SDGs はジェンダー平等を 5 番目の目標として掲げ、ジェンダー平等を SDGs のいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置づけています。SDGs の実現を目指す国際社会の取組とそれを推進する本市の方針を踏まえ、本計画においては、「ジェンダー平等」という文言を基本的には使用していません。そのうえで、性別による固定的な役割分担意識を脱却し、性別を問わずすべてのひとに、等しく社会の構成員として、社会における活動に「参画する機会」を確保することがより一層求められると考えられる文脈においては、引き続き「男女共同参画」という文言を使用しています。

2 計画の体系図



基本目標

主な取組

1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進	(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供 (2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進
2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 重点	(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進 (2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信 (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実
3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 重点	(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備 (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実 (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備 (4) 被害者の安全確保の徹底 (5) 被害者の自立支援の充実 (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化 (7) 加害者更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化
4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障	(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援 (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進 (3) 性に関する相談体制の充実
5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援 (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援 (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援 (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備 (5) 性的少数者への支援
6 地域における男女共同参画の実現 重点	(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進 (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進 (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進 (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 重点	(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進 (2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備 (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実 (4) 多様で柔軟な働き方の推進
8 労働の場における男女共同参画の実現	(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進 (2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進 (3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備 (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援 (5) 女性の就職・再就職・起業への支援 (6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援 (7) 男性の家事・育児・介護への参画促進
9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	(1) 市における女性職員の積極的登用 (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進 (3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進 (4) 女性の人材を育成する施策の充実

DV
防止

女性
活躍

女性
活躍



・・・DV防止基本計画関連



・・・女性活躍推進計画関連

3 基本目標及び主な取組

基本目標 1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

目標の方向性

ジェンダー平等の実現には、いまなお残る不平等な社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念およびアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消が不可欠です。このような意識・無意識を是正し解消するため、市がジェンダー平等に関して適切な情報を収集するとともに、その情報が市民一人ひとりに等しく届くよう、年代や場面に応じた効果的な広報や啓発活動を継続して実施します。特に、男性に向けて意識啓発を幅広く進めます。

現状と課題

●「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、全体のうち否定派（反対またはどちらかといえば反対）が68.5%で、肯定派（賛成またはどちらかといえば賛成）の20.0%を大きく上回りました。このように市民の意識は変わりつつあるものの、固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアスに基づくさまざまな社会制度や慣行が今なお継承され、ジェンダー平等や男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています（図2-1）。このような意識・無意識を背景とした社会制度・慣行が、外的にまた内的に私たち個人の生き方を制約し、私たちが生きづらさを抱える要因となっている場合は少なくありません。誰もが疎外感や不安感を覚えることなく、安心して無理なく自分らしく生きられる、多様性を認め合う社会の実現に向け、当然視されてきた社会制度・慣行を見直していく必要があります。

●社会通念・慣習・しきたりにおける男女平等感について、同意識調査では全体の7割以上の方が男性優遇であると回答しています。このような回答の背景には、ジェンダー平等意識の浸透により、以前は当たり前とされてきたことが實際上男性の優遇であると認識されるようになってきたことがあると考えられます。他方で、同調査においては、男性の方が優遇されていると感じる男性は66.5%であるのに対し、そのように感じる女性は84.0%と、男女間で20ポイント近い開きがあり、ジェンダー平等意識の浸透に男女の差が見られます（図2-2）。ジェンダー平等と男女共同参画社会を実現するには、ジェンダー平等と男女共同参画に対する男性の意識啓発を進める必要があります。

●平成 27 年に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、国際社会が一致して取組を進めています。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と記すとともに、5 番目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げました。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」と指摘されています。本市は平成 30 年に内閣府から「SDGs 未来都市」に、国連からアジア地域で唯一の「SDGs ハブ都市」に選定されており、また、条例第 7 条において、男女共同参画の推進は、「広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。」と規定していることから、本市のジェンダー平等の推進においても、SDGs 及び諸外国と比較したジェンダー・ギャップを十分理解し、諸外国の水準に追いつけるよう、強力な施策を展開していく必要があります。

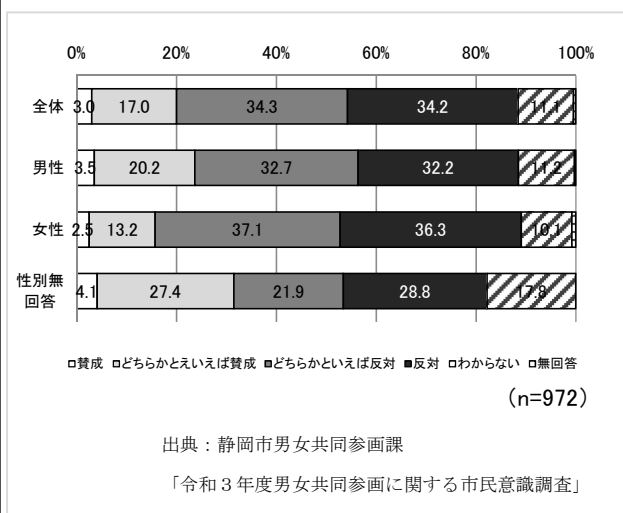


図 2-1 男女の役割を分ける固定的な考え方

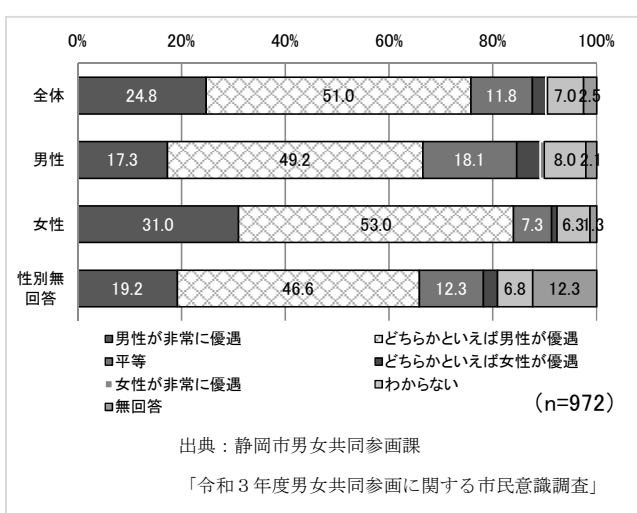


図 2-2 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感

主な取組

(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供

静岡市のジェンダー平等を推進するため、ジェンダー平等及び男女共同参画に関する各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、分析することを通じて、本市におけるジェンダー平等及び男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

▶具体的な事業：ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施（市民局）

(2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実

社会通念・慣行・しきたりの中に残る固定的な性別役割分担を解消し、一人ひとりが固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）から脱却していくため、あらゆる世代に対し、ジェンダー平等及び男女共同参画に関して様々な媒体や機会を通じて広報・啓発活動を実施します。

また、男女共同参画が実現した社会は、女性のみならず男性にもより生きやすく暮らしやすい社会であると考えられます。ジェンダー平等の観点からワーク・ライフ・バランスや生き方について考える機会を設けるなどし、男性に向けた意識啓発を行います。

▶具体的な事業：情報誌の発行や講座の実施によるジェンダー平等の啓発（市民局）、
ジェンダー平等の視点をもった絵本等の紹介（市民局・教育委員会事務局）
男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催（市民局）

(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

ジェンダー問題を国際的な視点から見つめなおすための諸外国とのジェンダー・ギャップに関する情報などについて、市民に対し情報誌やSNSなどを活用した啓発活動を行います。

▶具体的な事業：ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供（市民局）、
国際理解・異文化理解を深める講座の実施（観光文化交流局）

基本目標 2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 **重点**

目標の方向性

すべての人が自分の存在を肯定し、お互いのあり方を認め合い、無理なく自分らしく生きられる社会を実現するため、様々な世代に対するジェンダー平等や人権に関する教育と学習の充実を図ります。

現状と課題

●ジェンダー平等の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが重要です。社会全体における男女の平等感について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、特に10代～30代の男性が、他の世代よりも「男性が優遇されている」という選択肢を選んだ割合が低いことがわかりました（図2-3）。若年世代は、他の世代に比べて実体験が少ないことから性差に気が付きにくいと推測されます（出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査考察）。

●公的機関による情報発信は、多くの人々の意識や価値観に強く影響を与えます。そのため、市が各種広報媒体を用いて情報を発信する際には、ジェンダー平等を含む人権に配慮する必要があります。

また、市民は情報の受信者であると同時に発信する立場でもあります。そのため、市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

●「周囲にLGBTQなどの性的少数者の方がいるか」について質問したところ、同意識調査では、年代が上がるにつれて、「いない」と回答する方が多くなる傾向がわかりました（図2-4）。中高年以上の層は、性的少数者に関する知識や情報が以前は少なかったことから、当事者が周囲にいても気づかなかつたり、当事者が周囲にいることを想像することさえなく過ごしてきたと考えられます。性的少数者の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、人口の8.2%と言われており、私たちの身の回りにも当然に当事者がいます。誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現には、一人ひとりが多様な性のあり方についての理解を深め、性的少数者に関わる偏見や差別をなくしていく必要があります。

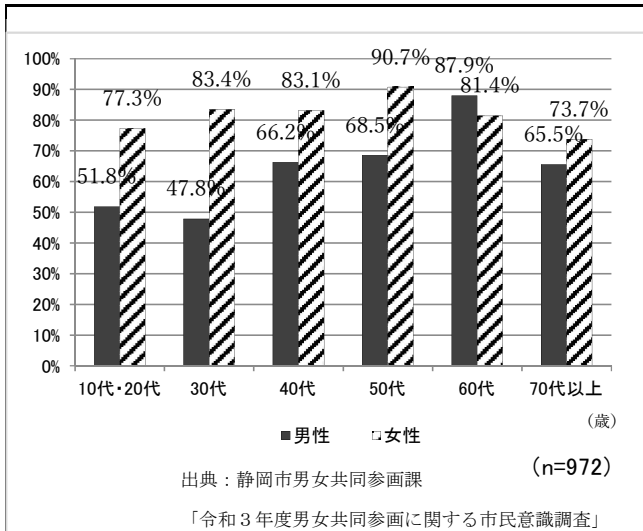


図 2-3 男女平等意識 (社会全体として)
(男性の方が非常に優遇、どちらかといえば優遇と回答した人の割合)

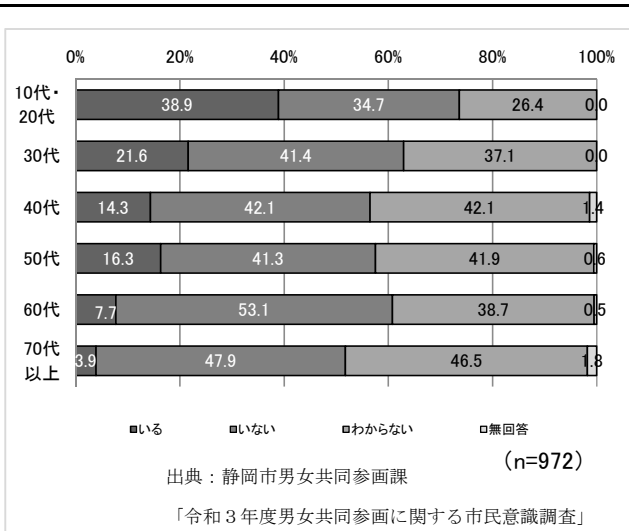


図 2-4 周囲にLGBTQなどの性的少数者がいるか

主な取組

(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進

固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念およびアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、幼少のころからの蓄積を通じて形成されていくと考えられます。強固に根付いた意識・無意識を払拭することは容易ではありません。そのため、幼児期や小学校などを含めた幼少期から、ジェンダー平等及び人権の尊重の視点にたった教育を推進します。

▶具体的な事業：教職員研修の充実（教育委員会事務局）、

保育教諭に対する研修の充実（市民局・子ども未来局）

(2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実

すべての人が人権と個人としての尊厳を等しく尊重される社会の実現に向け、各世代に向けた人権に関する教育や学習の充実を図ります。

▶具体的な事業：人権の尊重に関する啓発活動の実施（市民局）、

道徳教育の充実（教育委員会事務局）

(3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信

市民や事業者に対し、ジェンダー平等や人権尊重に基づいた情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援します。

▶具体的な事業：男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成（市長公室）、

青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施（教育委員会事務局）、

男女共同参画に関する職員の研修の実施（市民局）

(4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実

性のあり方を問わず誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現のため、性の多様性の理解を促進するための啓発や教育を、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場において実施します。

▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）

「性の多様性」に関する職員の研修の実施（市民局）

基本目標 3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 **重点**

目標の方向性

パートナー間で起こる暴力（Domestic Violence：DV）やセクシュアルハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）を根絶するため、一人ひとりが正しい知識を持てるよう、幼少期からの教育・啓発を充実させて被害と加害の予防を進めるとともに、相談機関や民間団体等関係機関との連携の強化により、加害がおきた場合に迅速に対応し、再発防止を図ります。

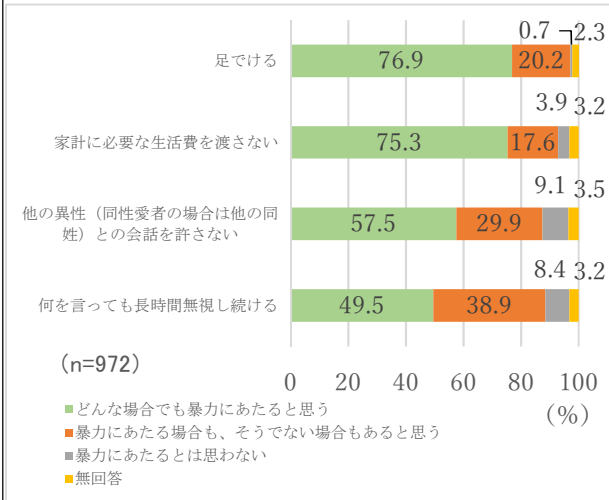
現状と課題

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、人権の侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、令和3年度に行った本市市民意識調査では、「足でける」について「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」とDVかどうかの判断を迷う人が20%を超えるなど、依然として社会の理解は不十分です（図2-5）。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、静岡市女性会館相談室のDVに関する電話・面接・法律相談件数は、令和元年度は243件、令和2年度は356件、令和3年度は408件と、年々増加しています。このことから、被害者支援を充実させるとともに、被害者にも加害者にもならないよう、ジェンダーに基づく暴力について正しく理解してもらうための啓発が必要です。

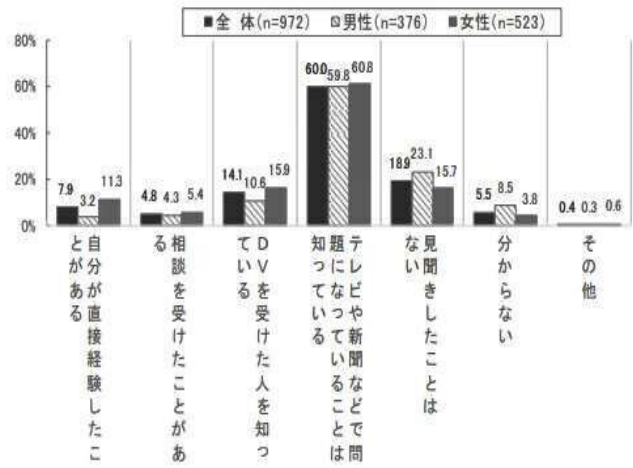
●先述の市民意識調査では、回答者のうちDVについて、「自分が直接経験したことがある」人が7.9%、「相談を受けたことがある」人が4.8%、「DVを受けた人を知っている」人が14.1%いることが明らかになりました（図2-6）。被害者やその周囲の方が一人で悩むことなく相談機関を利用できるようにするために、相談窓口の効果的な情報発信が必要です。また、児童福祉の担当部署より、「暴力による誤ったコミュニケーションの萌芽は、就学前の時期から見られ、幼いころからの誤学習の積み重ねが、やがて他者への暴力へ繋がっていくと感じる。」といった声も上がっており、幼少期からの教育が重要です。

●DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合が多くあります。また、子ども自身に暴力を振るっていないなくても、子どもの見ている前で、パートナー間で暴力を振るうことは、子どもへの心理的虐待にあたります（面前DV）。DV被害者と面前DVを含めた児童虐待被害者をあわせて支援するため、関係機関の更なる連携強化が必要です。

●近年、DV 被害者の安全を確保するのみならず、加害者に働きかけることで問題を解決するという新たな支援の在り方が求められています。DV を含むジェンダーに基づく暴力の根絶には、被害者に対する支援のみならず、加害者を減らしていくことも不可欠です。加害を予防するための教育と啓発に加え、加害を行った者の更生支援に取り組んでいく必要があります。



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-5 配偶者間での暴力の認識

図2-6 DVの経験の有無

主な取組

(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備

デートDVやDV等のパートナー間における暴力、児童虐待、ストーカー及びJKビジネス(※)等、ジェンダーに基づく暴力は様々な形で表れています。これらの暴力は重大な人権侵害であり、刑法その他の法令上の犯罪を構成する違法な行為であることが社会の共通認識となるよう、ジェンダーに基づく暴力の正しい理解の促進に取り組み、暴力を生み出さない社会基盤づくりを図ります。

※JKビジネス：女子高校生等を商品化し、青少年の性を売り物とする営業のこと。

- ▶具体的な事業：DV・児童虐待防止啓発運動の実施（市民局・子ども未来局）、
DV防止に関する講演会等の開催（市民局）

(2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実

幼少期からの性教育や、デートDVについて、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生向けの講座を実施します。

また、若年層に向けてSNS等による情報発信を行います。

▶具体的な事業：若者を対象としたDV防止対策の実施（市民局）、

男女相互の理解と健全な人間関係の確立に関する教育（教育委員会事務局）

（3）ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備

被害者が迅速に相談でき、かつ適切な支援を受けられるように、各種支援窓口の情報を周知するとともに、それぞれの状況に応じて相談を受けられる体制の整備を図ります。

▶具体的な事業：女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）、

女性（婦人）相談員による女性相談・保護の実施（保健福祉長寿局）

（新）女性支援者用ガイドブックの配布（市民局）

（4）被害者の安全確保の徹底

被害者及びその子どもの安全確保を図るため、緊急時の迅速な保護に努めるとともに、さらなる被害を防ぐために被害者の情報管理を徹底します。

▶具体的な事業：緊急時における安全確保（保健福祉長寿局）、

住民票の交付等におけるDV等被害者の保護（市民局）

（5）被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者及びその子どもの自立支援のため、相談体制の充実と、生活基盤を整えるための支援を図ります。

▶具体的な事業：母子生活支援施設等への入所（子ども未来局）、

子どもに関する支援（DV被害者の子に関する就学手続きなど）（教育委員会事務局）

（6）被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化

DV被害者の意思を尊重した適切な支援を行うため、市の機関だけでなく、国や県、警察及び民間団体とプライバシーに配慮しながら緊密に連携してDV防止に取り組めます。また、DVと児童虐待は密接に関係することから、児童福祉、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関との連携を特に強め、適切な支援に努めます。

加えて、DV被害者が支援を求めた際に、相談した先から再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努めます。

▶具体的な事業：関係機関によるネットワーク構築（市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局）、

職務関係者への研修（保健福祉長寿局）

（7）加害者更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化

加害者の更生を支援している民間団体の情報収集を行うとともに、関係機関間の情報の周知及び連携に取り組めます。

また、加害者からの相談を受けたり、加害者プログラムを実施している民間団体の情報を、広く市民に対して周知します。

▶具体的な事業：(仮・新) 加害者相談機関の情報提供 (市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局)、
加害者対応についての調査・研究 (市民局)

基本目標 4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

目標の方向性

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実により、男女ともに一人ひとりが自分の健康を守り育てる意識の醸成に取り組みます。

また、女性は、月経、妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、年代に応じて変化する健康の問題に直面することから、女性が生涯を通じて健康を保持するため、こうした女性特有の健康課題に対して、心身に応じて必要なサポートを得られるよう支援するとともに、男性も性や生殖に関する正しい知識を習得できるよう取り組みます。

現状と課題

●国立がん研究センターの「がん情報サービスのがん登録・統計」によると、令和元年の女性の部位別がん罹患率は、第1位が乳がん、第5位が子宮がんとなっています。乳がんや子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんと異なり、20代後半から罹患率が上昇し、50～60代でピークを迎えたあとに下降することから、がん検診や子宮頸がんワクチンの接種等の啓発により、若年時から健康意識を醸成する必要があります。

●女性はライフステージに応じて、月経や妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、性や生殖にかかわる様々な問題に直面します。女性特有の性や生殖の課題であっても、男性が理解を深め適切な行動をとることで解決に近づく課題も多くあることから、男性も当事者としてかかわっていくことが求められます。たとえば、不妊は男性が原因の場合も少なくありません。また更年期障害は男性も発症する可能性があり、性や生殖に関わる問題は女性だけの問題に限りません。

●望まない妊娠や出産を可能な限り避けるとともに、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるように、若い世代に妊娠や出産などに関する正しい知識を伝える取組を、男女ともに一層充実させる必要があります。また、一人ひとりのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重するため、男女の体の違いや健康に関して幼少期からの教育を進めることが重要です。

●性に関する相談窓口は、女性向け相談や男性向け相談をはじめ様々な窓口があります。誰もが気軽に相談できるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を進める必要があります。

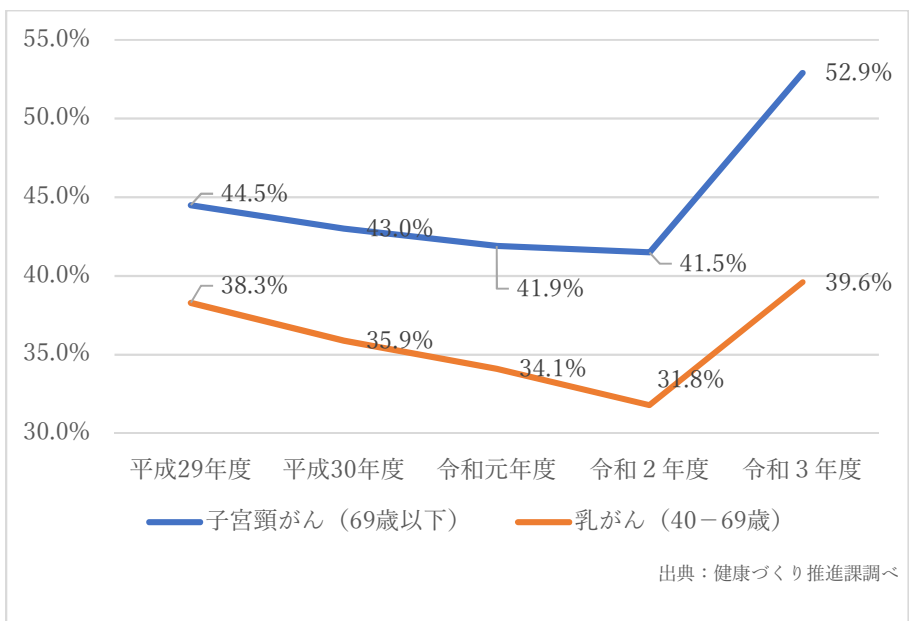


図2-7 婦人科検診の受診率

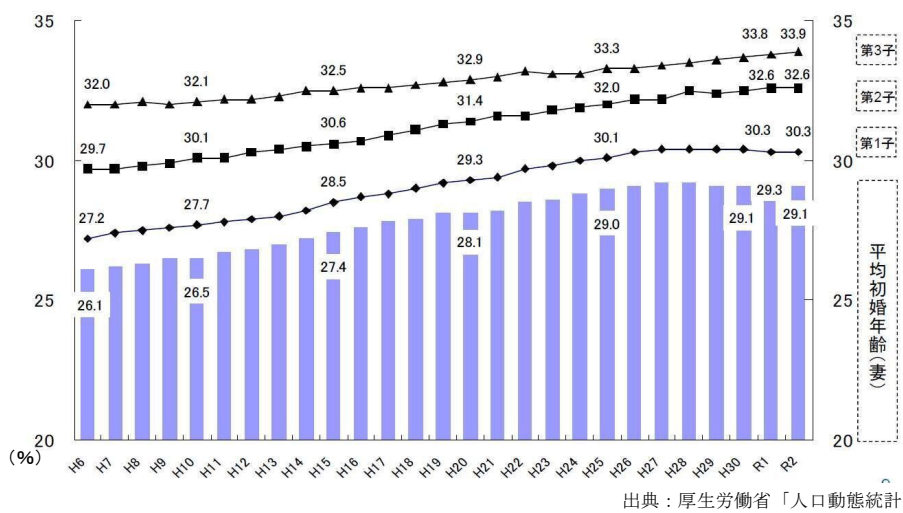


図2-8 静岡県における平均初婚年齢(妻)と母親の平均出生時年齢の年次推移

表 2-9 5 歳階級別 出産数、中絶数と中絶選択率（令和 2 年全国）

年齢	出産数 A	中絶数 B	中絶選択率 B/(A+B)%
20 歳未満	6,948	10,309	59.7%
20-24 歳	66,751	35,434	34.7%
25-29 歳	217,804	28,622	11.6%
30-34 歳	303,436	26,555	8.0%
35-39 歳	196,321	25,993	11.7%
40-44 歳	47,899	13,187	21.6%
45-49 歳	1,624	1,319	44.8%
50 歳以上	52	14	21.2%
全年齢	840,835	141,433	14.4%

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」と「人口動態調査」を加工して男女共同参画・人権政策課が作成

主な取組

(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、ライフステージに応じて、主体的に健康の増進を図ることができるよう、健康についての知識を普及啓発し、生涯を通じた健康管理を支援します。

特に、女性がその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性に配慮し、思春期、成熟期、更年期及び高齢期など、生涯にわたり主体的に健康の保持及び増進を図ることができるよう支援を行います。

▶具体的な事業：妊産婦健康支援事業の実施（子ども未来局）、
各種検診の実施（子ども未来局）

(2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進

子どもたちが、性や妊娠や出産等について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、幼少期からの意識啓発と教育に努めます。

▶具体的な事業：学校向け出前講座による性教育の実施（市民局）、
地域人材を活用した性教育の充実（教育委員会事務局）

(3) 性に関する相談体制の充実

性に関わる様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

- ▶具体的な事業：女性向け・男性向け相談の実施（市民局）、
子ども若者相談センターの運営（子ども未来局）、
女性のための支援者養成講座の実施（市民局）
（新）男性相談員の養成（市民局）

基本目標 5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目標の方向性

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人といった、経済的困窮や生きづらさを抱えて生活上の困難に陥りやすい人や、性的少数者であることで偏見や差別に苦しむ人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人等に対して、それぞれが必要とする支援を見極め、取り組みます。

現状と課題

●新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や収入の減少等により、雇用状況が悪化しています。なかでも非正規雇用者は、雇用が不安定で収入が低く、特に非正規雇用のひとり親家庭等において、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。また高齢者は、年齢とともに就労機会が減少したり病気等にかかるリスクが上昇したりして、労働が困難になる場合が少なくありません。そのようなことから、母子及び父子世帯等や高齢単身者が貧困に陥りやすい状況にあります。

●静岡市の令和2年度「外国人住民アンケート2020」では、日本で生活する上での悩み事として、「日本語」と回答した人が最も多い結果となりました。誰もが安心して暮らせる環境をつくるためには、言語の壁をはじめとした、外国にルーツを持つ人特有の障壁を取り除く必要があります。

●女性で障がいのある人及び市内で生活する女性で外国にルーツを持つ人は、女性であることにより、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。それぞれが抱える課題に応じて、男女共同参画の視点から支援を行う必要があります。

●性の多様なあり方に対する無理解による偏見や差別から、性的少数者は学校、職場及び地域など、生活の様々な場面で生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまうことがあります。そういった偏見や差別を解消し、困難を抱える人を支援する取組が必要です。

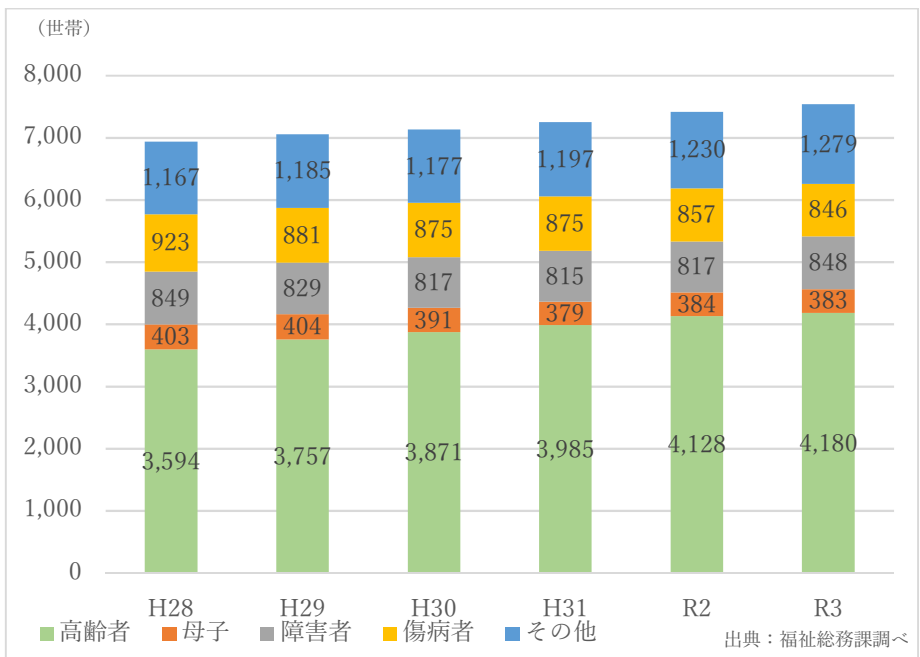


図2-10 生活保護世帯の構成推移

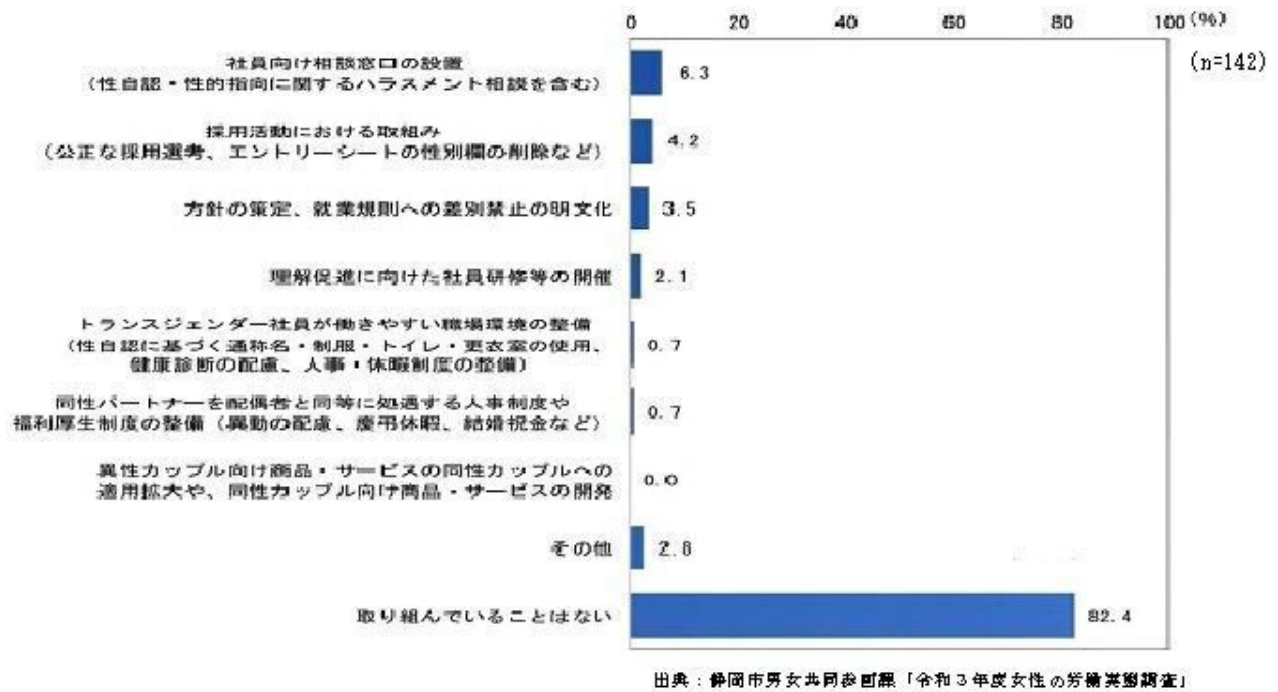


図2-11 性的少数者に対して事業所として取り組んでいること

主な取組

(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労及び社会参加の促進支援を行います。

- ▶具体的な事業：地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）、
障がい者就職面接会の開催（経済局）

(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援

ひとり親家庭の保護者や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の周知及び充実に努めます。

- ▶具体的な事業：母子父子寡婦福祉資金の貸付（子ども未来局）、
母子家庭等日常生活支援事業（子ども未来局）

(3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している人や、孤立に悩む人に対して、安定及び安心した生活ができるよう、様々な支援を行います。

- ▶具体的な事業：不就労状態にある若者の支援（経済局）、
生活困窮者等への支援（保健福祉長寿局）

(4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備

文化や生活習慣の違いに関わらず、外国にルーツを持つ人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境の整備を進めていきます。

- ▶具体的な事業：多文化共生総合相談センターの運営（観光交流文化局）、
静岡市多文化共生協議会の開催（観光交流文化局）

(5) 性的少数者への支援

性的少数者が疎外や不安を感じることなく安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する啓発に努めます。また、性的少数者の孤立及び孤独を解消し、気持ちを共有できる交流の場や相談窓口の充実などの支援に取り組みます。

さらに、パートナーシップ宣誓制度の周知及び制度の充実を図るための取組を推進します。

- ▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）、
性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」（市民局）

基本目標 6 地域における男女共同参画の実現 重点

目標の方向性

地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを構築するには、自治会をはじめとする地域活動や地域防災に、男女共同参画の視点を取り入れ、反映していくことが不可欠です。そのため、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための取組みを推進します。

現状と課題

●自治会・町内会における女性役員の割合は平成 27 年度の 10.6%に対し、令和 4 年度は 16.4%と上昇しています。しかし、自治会長に占める女性の割合は令和 4 年度でも 3.9%と依然として低い状態です（図 2-12）。また、PTA 会長に占める女性の割合は上昇傾向にあります。令和 4 年度でも 16.7%にとどまります（図 2-13）。地域に暮らすすべてのひとにとって安心して暮らすことのできるまちとなるためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等により役割を固定化されることがないようにすること、そして地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが不可欠です。

●災害時には、女性や子ども、高齢者や障がいのある人など、弱い立場にある人がより大きな影響を受けます。全国で過去に起こった災害時には、女性や子どもが性被害や DV 被害にあったという報告が挙がっています。また、避難所等において、性別役割分担意識により業務の負担に偏りが生じたり、性別等に応じたニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されなかったといった問題もありました。これらの問題の解消には、防災や復興の方針決定への女性の参画が不可欠です。令和 4 年度の地方防災会議における女性の割合は 8.9%（45 人中 4 人）にとどまります。今後、地域防災力・復興力の向上のためには、地域に男女共同参画を意識した防災体制と復興体制を確立することが必要です。

●令和 3 年度に行った本市市民意識調査によると、静岡市女性会館の認知度は、62.7%ですが、10 代、20 代では 29.2%となっており、若い世代への情報発信が必要です。また、同調査によると、「女性のための相談や居場所づくり、多様な生き方や働く上で役立つセミナーの開催」を静岡市女性会館に期待しているとの意見が示されています。地域の男女共同参画推進の拠点施設として、女性会館における情報収集と発信により一層努めていくとともに、市民のニーズや、時代の要請に応えた事業を実施していく必要があります。

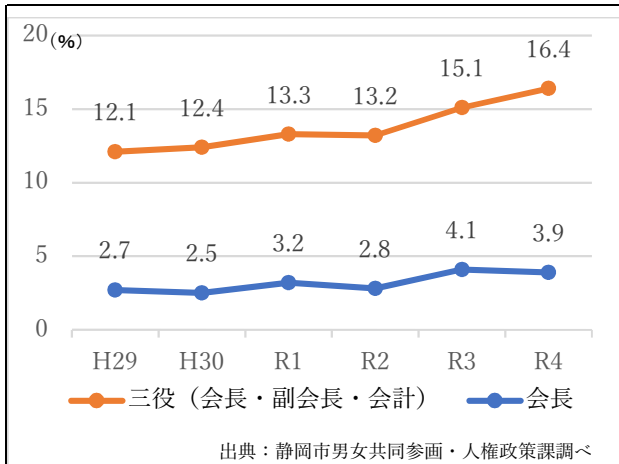


図 2-12 自治会・町内会の役員に占める女性の割合

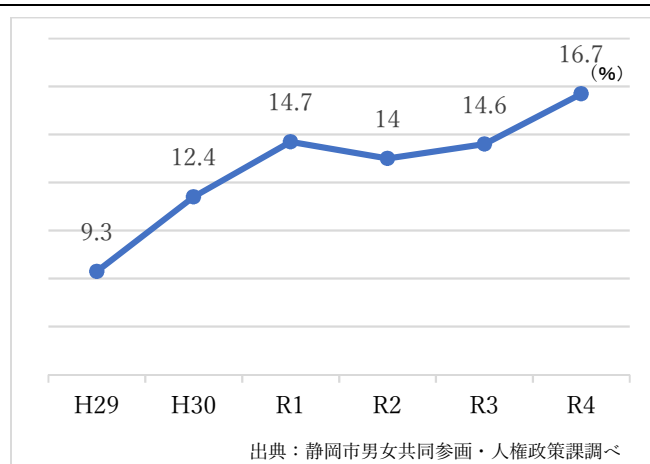


図 2-13 PTA 会長に占める女性の割合

主な取組

(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進

自治会・町内会や PTA などの地域活動や、地域課題解決に取り組む NPO・ボランティア団体等の市民活動が、男女共同参画の視点をもって展開されていくよう、地域や諸団体が行っている取組を支援し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を広く発信し共有します。

▶具体的な事業：市民活動センターによる市民活動支援（市民局）、

NPO・ボランティア活動に関する相談支援及び活動に関する情報の提供（市民局）

(2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性人材の育成や女性のリーダーシップを支援するとともに、幅広い年齢層の女性が参画しやすい地域団体づくりを推進します。

▶具体的な事業：地域団体役員への男女共同参画の理解促進（市民局）、

地域における男女共同参画講座の開催（市民局）

(3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性・障がいのある人・乳児・高齢者・外国人・性的少数者等多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供や女性の防災リーダーの育成に努めます。

▶具体的な事業：男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する出前講座の実施（危機管理総室、市民局）、

防災講演会の開催（危機管理総室）

(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

静岡市女性会館は、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、地域における男女共同参画の情報収集及び発信、社会的な課題をとらえた各種事業の企画運営、

女性の居場所づくりなどの女性を支援する活動を推進するとともに、発災時の女性支援の拠点として、災害対応を行う組織・団体との連携強化及び地域におけるリーダーの人材育成やネットワークの構築などに努めます。

▶具体的な事業：静岡市女性会館における講座・講演会の開催（市民局）、

多様で複合的な困難を抱える男女への支援（市民局）

女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）（再掲）

基本目標 7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 重点

目標の方向性

誰もが生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と家庭生活や地域活動等のワーク・ライフ・バランスを実現しうる環境整備を推進します。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を推進するとともに、多様なニーズに応じた子育て支援策・介護支援策の充実を図ります。

さらに、事業者に対して男女共同参画に関する情報提供やその啓発を進め、長時間労働の削減や、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた、職場における経営陣・管理職・従業員への意識改革を推進します。

現状と課題

●男性の生活における優先度について、令和3年度に行った本市市民意識調査の結果では、『仕事』と『家庭』を優先したいと感じているにも関わらず、実際には「仕事」の優先を強いられている男性が多いことがわかりました（図2-14）。男性が「家庭」にも十分に参画していくには、職場の経営陣や管理職等の意識改革を推進していく必要があります。

●女性が職業を持つことに対する意識について、同意識調査では、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が低下する一方で、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人の割合が年々上昇し、令和3年度の調査では過半数を超えました（図2-15）。一方、女性が仕事を続けていく上で必要なこととして、令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、「配偶者やパートナーの家事・育児参加」や「育児・介護休業制度の整備や利用促進」に加え、「女性が働くことへの管理職や男性従業員の理解」や「能力や実績の正当な評価」が必要であるとの意見が示されています。女性が継続的に職業を持ち続けるには、家事・育児・介護における課題に加え、労働の場のこれらの課題について解決が必要です。

●先述の市民意識調査によると、男性の「育児休業」や「介護休業」取得に肯定的な考え方をもつ人は、78.1%と約8割になっています。実際の男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、静岡県における育児休業率は13.7%（令和3年）にとどまります（図2-16、2-17）。より多くの男性の育児・介護休業取得につながるよう、意識の改革と環境の整備が不可欠です。

●総務省「就業構造基本調査」（平成 29 年度）によると、年間就業日数が 200 日以上の正規雇用労働者に占める週間就業時間が 60 時間以上の者の割合は、静岡市では女性が 3.4%に対して男性が 14.8%となっています。男性の家事・育児・介護への参画を進めるためには、長時間労働の是正を含む環境整備が不可欠です。

●令和 4 年 4 月に育児・介護休業法が改正され、育児・介護の環境整備の義務化やパート・アルバイトなどの有期雇用労働者の休業取得要件が緩和されました。本市の子どものいる共働き夫婦の割合は 54.0%（令和 2 年）です。また、65 歳以上の高齢者の割合は、30.7%（令和 4 年 1 月 1 日）と政令指定都市の中でも 2 番目に高い状況です。今後、超高齢社会の進展に伴い介護に要する時間のさらなる増加が見込まれるため、仕事と育児のみならず、仕事と介護の両立に向けた環境づくりは喫緊の課題です。

●本市の平成 25 年（2013 年）以降の保育所等の待機児童数は、平成 26 年（2014 年）をピークに減少し続けて、平成 30 年以降は、0 人となっています。一方、平成 25 年以降の放課後児童クラブの入会児童数は年々増加しており、放課後児童クラブの待機児童数は、令和 4 年度 30 人となっています（図 2-18）。労働の場における男女共同参画を実現するには、保育所等のみならず放課後児童クラブ等の待機児童の解消が不可欠です。放課後児童クラブや放課後子ども教室等を充実させる必要があります。

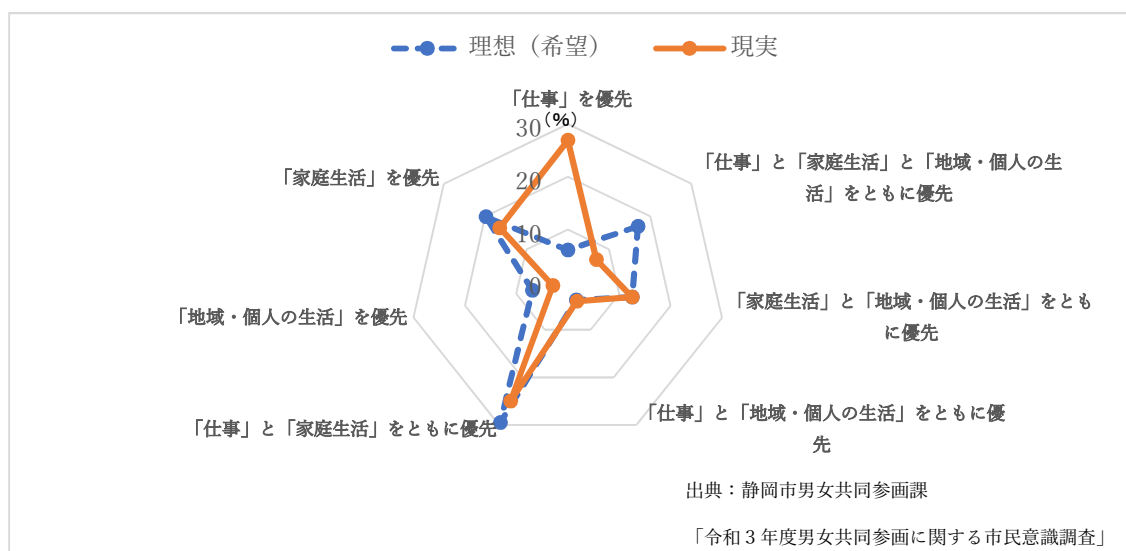


図 2-14 生活における優先度の理想と現実（男性）

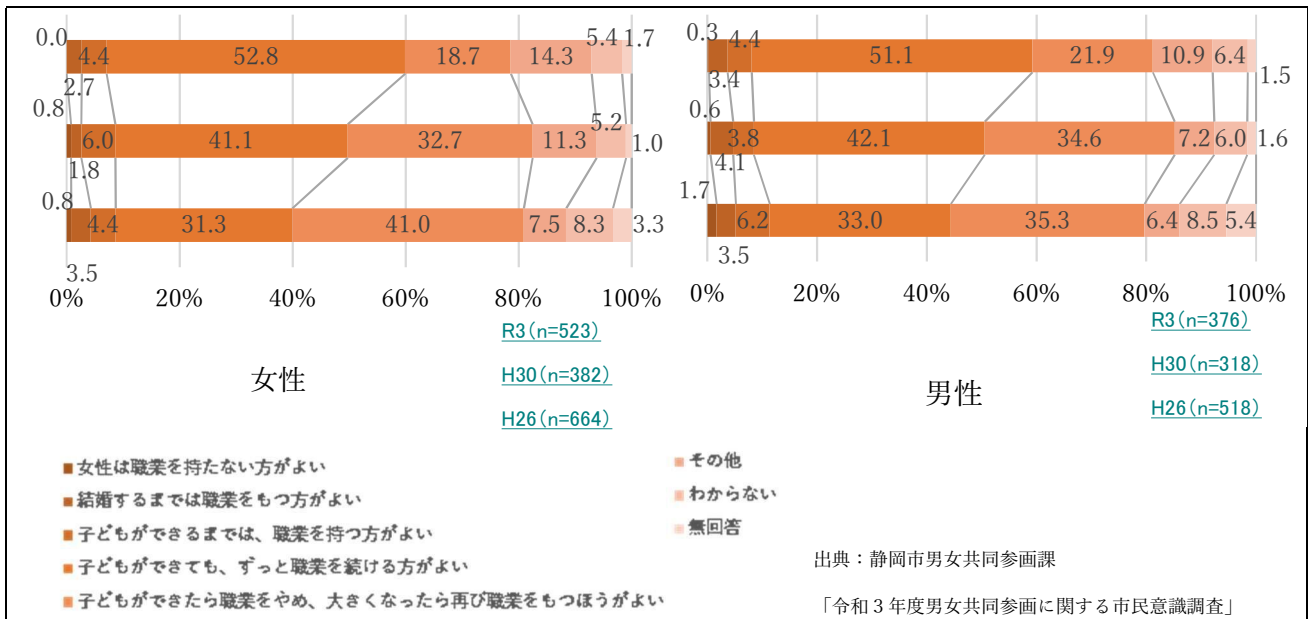
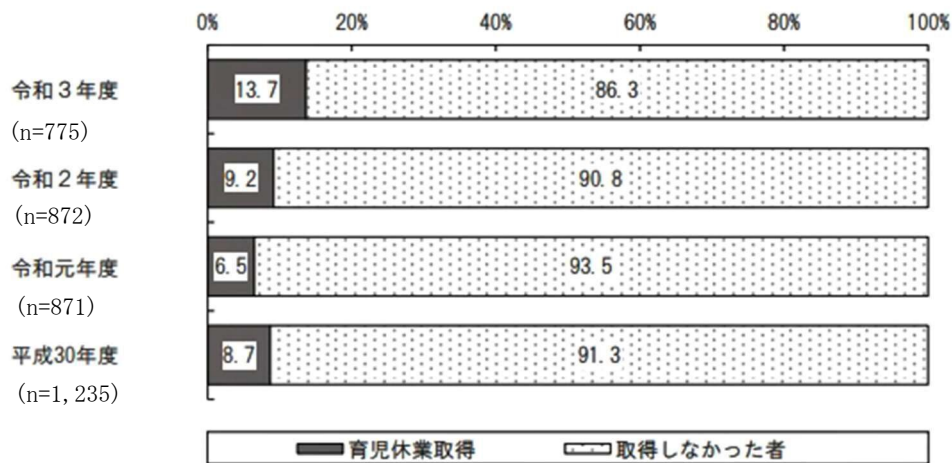
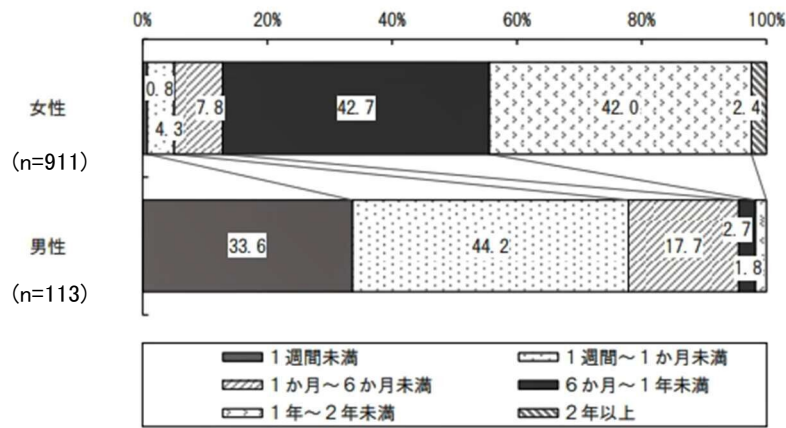


図2-15 女性が職業を持つことに対する意識の変化



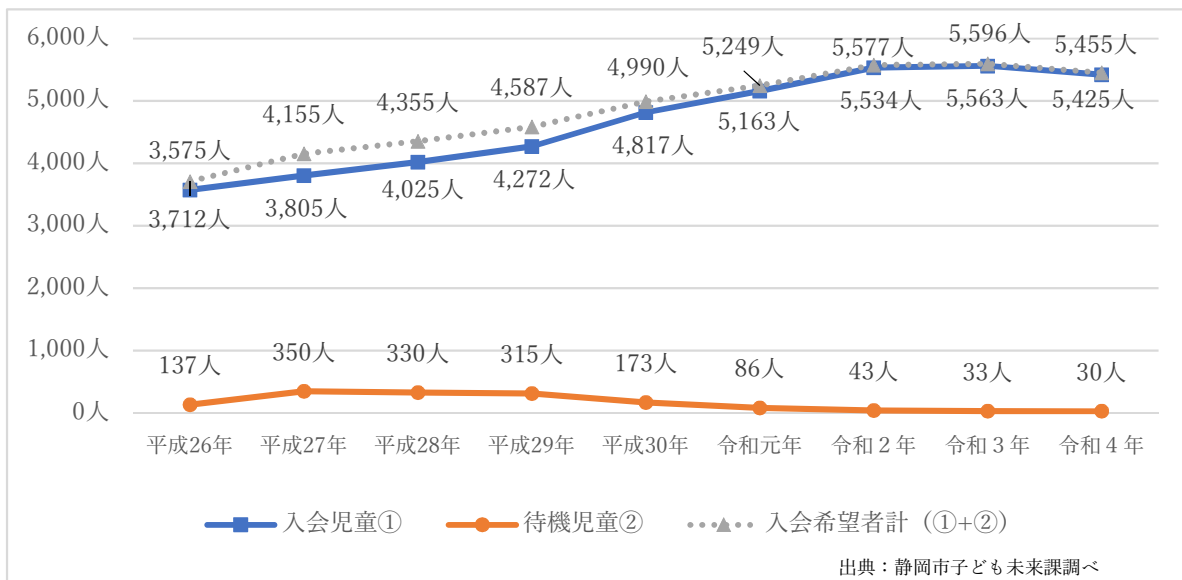
出典：静岡県雇用管理状況調査 (R3)

図2-16 男性の育児休業の取得率 (静岡県、経年)



出典：静岡県雇用管理状況調査（R3）

図2-17 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの
期間に育児休業を取得していた人の取得期間（静岡県）



出典：静岡市子ども未来課調べ

図2-18 放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移

*令和4年度より利用可能なクラブがあるにもかかわらず特定のクラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童は除いている。

主な取組

(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進

男性が家事・育児・介護に取り組むには、職場における上司や周囲の理解が必要であるため、経営陣・管理職へ重点的に男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めるとともに、事業者に対して国の両立支援等助成金を紹介するなどにより、事業者による男女共同参画に基づく職場環境づくりを推進します。

また、性別による待遇の差を埋めるため、男女共同参画の必要性に関する経営陣や管理職の意識を改革する取組を推進します。

▶具体的な事業：企業のワーク・ライフ・バランスの推進（経済局）、

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）

(2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、事業者及び個人に対し仕事と生活の両立に関する情報・取組事例等を提供し、男性の家事・育児・介護への参画や育児休業等の取得に対する社会的な機運を醸成するとともに、男性に対する育児・介護等を理由とする不利益な取扱いや、事業者における育児・介護休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進します。

▶具体的な事業：父親向けハンドブックの作成・配布（子ども未来局）、

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）（再掲）

(3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

子育て・介護の都合で仕事を一時的に辞めざるを得ない状況に陥らないようにするためには的確な支援が不可欠です。そのような支援の構築のため、子育て・介護について多様なニーズの把握に努めます。また、保育所等について引き続き待機児童ゼロを達成していくとともに、放課後児童クラブ等の待機児童の解消や、放課後児童クラブや放課後子ども教室といった小学生に関わる支援を充実させていくことについて検討します。

子育てや介護の孤立感、負担感や不安を解消し、安心して子育てや介護ができるようにするためには、子育てや介護を地域で見守り、支えていく体制を構築し、妊娠・出産、子育て・介護について、経済的な支援や医療面でのサポートなどを切れ目なく行えるよう環境を整えます。

▶具体的な事業：ファミリー・サポート・センターの運営（子ども未来局）、

地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

子育てや介護を含む人生の様々な状況において、働きたい人が働き続けられるように、在宅勤務、時間単位の有給休暇の取得、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方を推進します。また、事業者等に取り組事例を紹介するとともに、それらの実現を支援する制度等について情報発信を行います。

▶具体的な事業：多様な人材の活躍応援事業所表彰（経済局）

目標の方向性

働くことを希望するすべての人が、差別的取扱いや嫌がらせを受けることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性や能力を十分に発揮することができるよう支援します。

現状と課題

●職場における男女平等意識について、令和3年度に行った本市市民意識調査によると、男性優遇と考える人の割合は49.0%、女性優遇と考える人の割合は4.6%でした。この背景には、育児などで一度退職した女性が、子育てとの両立のために非正規雇用を選ばざるを得ない環境にあることや、男女の賃金格差が依然として大きい状況があります。令和4年版男女共同参画白書（内閣府）によれば、男性の一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2となっています。

出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、25歳～34歳の女性の就業率は上昇傾向にあります（M字カーブの解消）、女性の非正規雇用労働者の割合は高く、25～29歳をピークに正規雇用労働者の割合が低下しています（L字カーブ）（P6図1-6、1-7参照）。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の待遇面の格差の一因になっており、非正規雇用労働者が希望に応じて正規雇用労働者に転換できるよう推進していく取組が必要です。

●令和2年6月に職場におけるハラスメント対策関連法が改正・施行され、ハラスメント防止対策が強化されました。令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、職場でハラスメント等を経験した、あるいは見たり、聞いたりした際、「特に行動はしなかった」と回答した人が半数（53.6%）にのぼっています。特に行動がなされなかった背景には、何をしても解決にならないといった諦めがあると考えられます。このような状況を改善するには、事業者が積極的にハラスメント対策に取り組むことが不可欠です。

●生産と生活の場を同じくする家族経営が多い自営業の分野においては、その従事者である女性の果たしている役割が適正に評価されにくく、仕事と家事等の両方で負担が大きくなっています。

また、経営に関しては、主に男性が中心となってきた慣行があります。自営業における男女共同参画の実現にはより一層の取組が必要です。

●静岡市の25～54歳の女性無業者における就業希望者は61.9%と、全国の55.8%、静岡県の57.8%と比較しても高くなっていますが、そのうち、実際の求職者は35.5%にとどまります。非求職者が求職しない理由として、「出産・育児のため」「家事のため」と答えた人の割合が高くなっています。そのため、女性の就職・再就職支援には、子育てや介護等に関わる女性の負担を軽減する取組が必要です（図2-19）。

●先述の市民意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性1時間45分に対し、既婚女性5時間24分となっています。平成30年と令和3年の調査結果を比較すると、令和3年の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて男女ともに在宅勤務が普及したためか、家事労働時間は男女共に増えたものの、男女による家事労働負担の割合はほぼ変わらず、家事労働時間には依然として大きな男女差があります。特に子育ての中心的な世代である30代では、既婚男性平均1時間50分に対し、既婚女性が平均7時間24分と4倍近い差がある状況です。労働の場における男女共同参画を実現するため、男性の家事・育児・介護への参画促進の取り組みが引き続き求められています。

●同意識調査では、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加していくために必要なこととして、「男性の家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすこと」と回答した方の割合が、全体では、58.3%、男性47.6%、女性65.4%となり、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」や「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」に次いで上位に入りました（図2-20）。社会生活において、男性が家事・育児などに参加しにくい雰囲気を変える取組により、男性の抵抗感を減らしていくことが求められます。

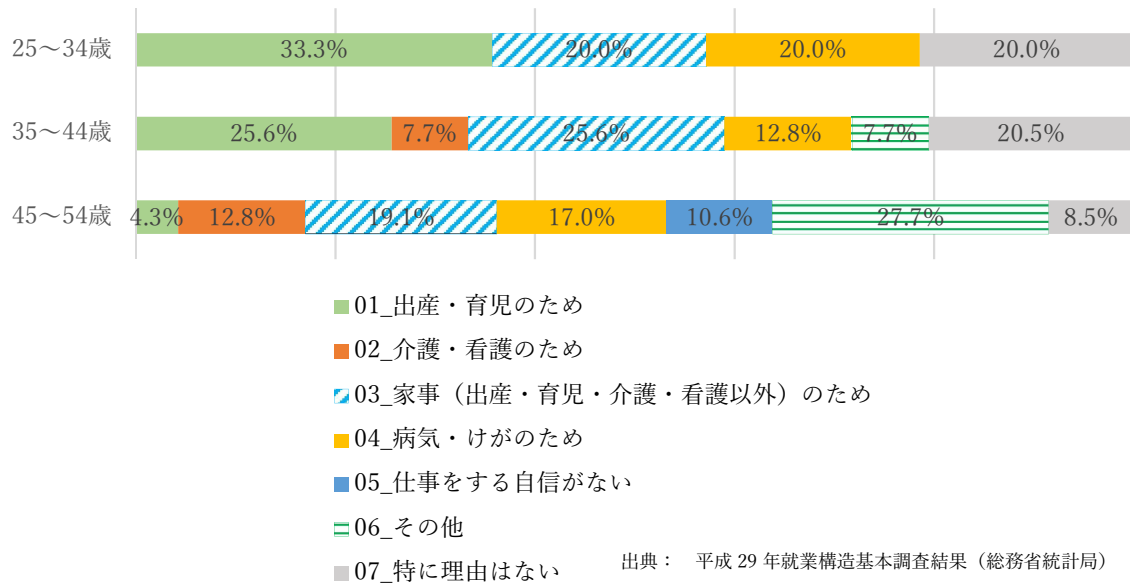


図2-19 25～54歳の女性無業者における非求職者の非求職理由

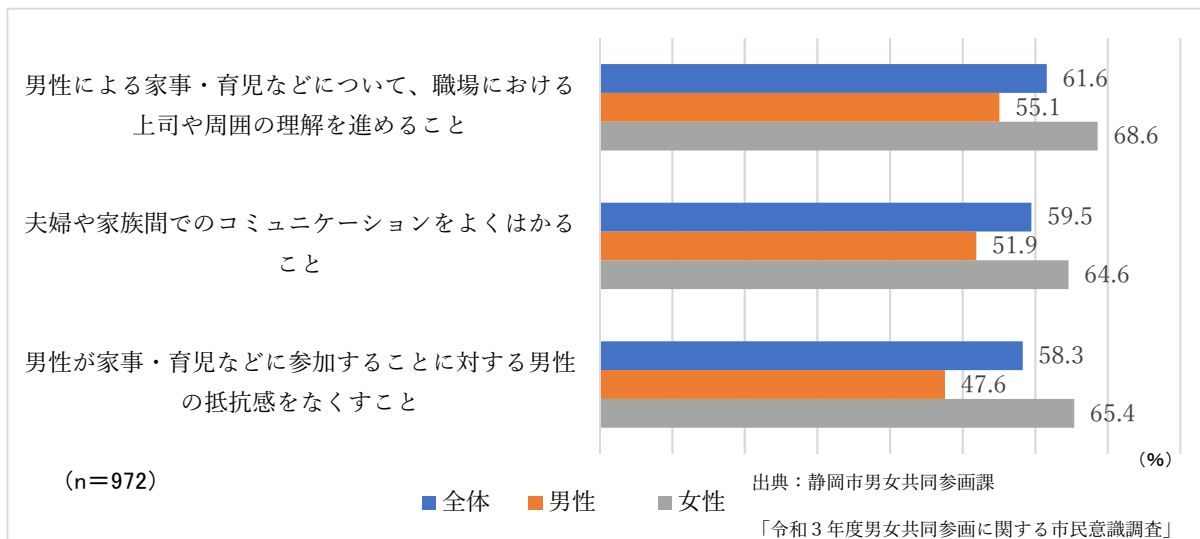


図2-20 今後、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加していくために必要なこと（上位3項目）

主な取組

(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進

募集・採用や配置・昇進などの雇用の場において、労働者が性別により差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会と公正な待遇が確保されるよう努めます。

▶具体的な事業：労働実態調査（市民局・経済局）、

労働問題や再就職に関する相談の実施（経済局）

(2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づくジェンダーハラスメント等を防止するため、事業者への啓発を進めます。

また、ハラスメントが生じた際の対応策として、ハラスメント対策のための相談窓口設置が義務づけられことを事業者にも周知することや、被害者が利用できる外部相談窓口を市民に向けて周知します。

▶具体的な事業：ハラスメント撲滅運動（建設局）、

労働問題や再就職に関する相談の実施（経済局）（再掲）

(3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備

家族経営における固定的性別役割分担によって、労働・家事・育児・介護等の負担が女性に集中する傾向があるため、女性の処遇改善に向けた啓発や、女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。

▶具体的な事業：家族経営協定の締結促進（経済局）、

地場産業後継者育成事業の実施（経済局）

(4) 非正規雇用労働者の正規への転換等も含めた待遇改善への支援

企業等に対してキャリアアップ助成金等を周知するとともに、非正規雇用労働者の能力開発を支援して、非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換を推進します。

また、非正規雇用を選択したとしても、雇用の安定や待遇が改善されるよう、非正規雇用労働者及び事業者に対し、パートタイム・有期雇用労働法や非正規雇用労働者の育児・介護休業の法制度の内容について周知し、法令が遵守されるよう注視します。

▶具体的な事業：（仮・新）企業等に対するキャリアアップ助成金等の周知（市民局・子ども未来局・経済局）、

（仮・新）パートタイム・有期雇用労働法や非正規雇用労働者の育児休業及び介

護休業の法制度に関する周知（市民局・経済局）

(5) 女性の就職・再就職・起業への支援

女性の経済的自立を支援すべく、就職や再就職を希望する女性を対象に相談や学習の機会の提供、職業紹介を実施します。また、男女共同参画の視点を理解したうえで、希望に応じた働き方が選択できるよう、多様なロールモデルを可視化したり、就職・再就職希望者のニーズに応じた支援を行います。

▶具体的な事業：女性の就労を支援する学習機会の提供（市民局）、

産学交流センターを中心とした起業家の支援（経済局）

(6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援

働く場において、女性が能力を発揮できるよう、ロールモデルの紹介や、働く女性同士の交流の場を設け、ネットワークづくりを支援します。

▶具体的な事業：建設業で活躍したい女性への支援（建設局）、

育休復帰支援講座（ママきらっ☆カフェ）の実施（子ども未来局）

(7) 男性の家事・育児・介護への参画促進

女性に偏った家事・育児・介護の負担を改善するため、男性に向けた家事・育児のノウハウやロールモデルなどの情報の発信、父親同士の交流の機会を設けることなどにより、男性の家事・育児・介護への参画を阻む固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行等の見直しに取り組みます。

また、男性も家事・育児・介護に携わることを前提に、イベント・事業の企画をすることや、男性トイレへのベビーベッドの設置等、男性が育児等に参画しやすくなるインフラの整備を検討します。

▶具体的な事業：子育てパパトーク事業の実施（子ども未来局）

男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催（市民局）（再掲）

基本目標 9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

目標の方向性

持続可能な社会の実現には、政策・方針決定において多様な視点を取り込むことが不可欠です。そのため、市の政策・方針決定や、事業者及びさまざまな団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定に、女性が参画できるよう、女性の登用を積極的に進めます。

現状と課題

●市の審議会等の女性委員の割合は、第3次男女共同参画行動計画期間中40%を目標としていましたが、令和4年4月現在で、29.5%と依然として低い状況にあります（図2-21）。また、市議会の女性議員割合も令和4年8月現在6.3%となっています。様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において女性の参画は十分に進んでいません。

●管理的職業従事者に占める女性の割合も、直近の国勢調査で15.5%となっており、まだまだ女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です（図2-22）。こういったことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、企業等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。

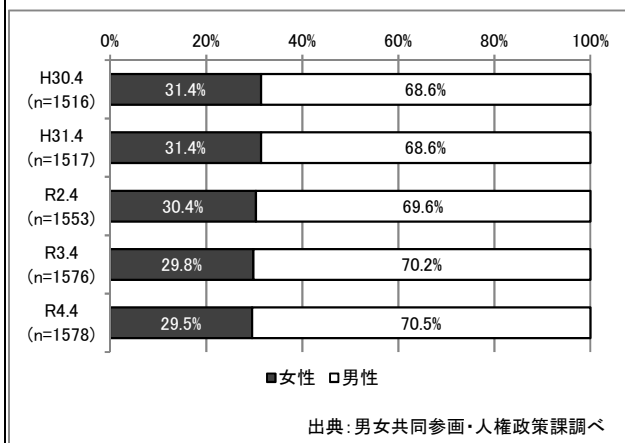


図2-21 市の審議会委員に占める女性の割合

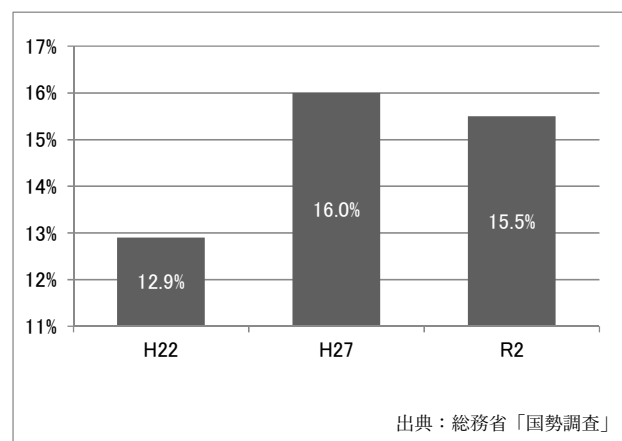


図2-22 管理的職業従事者に占める女性の割合

主な取組

(1) 市における女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職への積極的登用を進めていくとともに、研修の充実などにより女性が管理職を目指しやすい環境づくりを継続して進めます。

▶具体的な事業：女性職員の管理職・監督職への登用促進（総務局）、

女性教員の管理職への登用促進（教育委員会事務局）

(2) 市審議会等への女性のさらなる参加促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理するとともに、各審議会の委員構成の見直しや充て職の要件の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用を進めます。

▶具体的な事業：市審議会等への女性の参画促進（全部局）、

審議会等への女性の登用状況調査（市民局）

(3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進

事業者における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の周知をするほか、根強く残る固定的性別役割分担意識を払しょくし、誰でもリーダーを目指しやすい環境とするため、アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発等を行います。

▶具体的な事業：女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定（経済局）、

男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入（財政局、建設局）

(4) 女性の人材を育成する施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な能力を養成するため、学習機会や情報提供の充実に努めます。

▶具体的な事業：女性のための支援者養成講座の実施（市民局）（再掲）

人材育成事業の充実（市民局）、

女性学級（市民局）

第4章 計画の推進

計画を着実に実施し、ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進を実行性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

1 計画を推進する体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議

「静岡市男女共同参画推進会議（会長：市長）」において、静岡市の男女共同参画の推進に関する施策にかかる重要事項について調査審議します。各部局間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

(2) 男女共同参画推進員

全所属長を推進員として任命し、全庁的取り組みを推進します。

(3) 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修を実施します。

(4) 男女共同参画審議会

条例第24条に基づき、市の附属機関である「静岡市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に応じて計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

(5) 男女共同参画に関する苦情・相談への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情については「静岡市男女共同参画審議会」が、性別による差別した取り扱い等に関する相談については「静岡市男女共同参画専門相談委員」が必要に応じて対応します。

(6) 国・県等関係機関との連携

ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携につとめます。

2 市民参画による推進体制と拠点の充実

(1) 市民参画の推進

団体・グループ、事業者、各種組織による男女共同参画を推進するための情報提供の充実やネットワークづくりの支援につとめます。

また、市民参画や市民との協働のあり方については、静岡市自治基本条例や静岡市市民活動の促進に関する条例等に基づき、男女共同参画の視点から推進します。

(2) 男女共同参画を推進する拠点機能の充実

ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動を展開する場として、また女性に対する支援となる相談事業を担う場として、「静岡市女性会館」の機能をさらに充実させます。

- ・活動団体への中間支援の実施
- ・ジェンダー平等・男女共同参画に関する各種事業の充実と対象別啓発プログラムの開発
- ・ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報の収集と提供
- ・市民等との協働による事業の企画や実施
- ・市民団体・グループ等自主的活動への支援
- ・広域的事業の展開

3 計画の進ちょく状況の点検及び情報公開

計画の進ちょく状況を点検・評価するため、毎年、「進ちょく状況調査報告書」を作成します。

また、点検・評価の結果を公表します。

4 計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、計画の中間年にあたる令和8年度を目途として、計画の見直しを行います。

第5章 参考資料

審議経過

年月日	会議等	内容
令和3年度		
令和3年11月9日	令和3年度第2回男女共同参画審議会	次期男女共同参画行動計画等について市長から諮問
令和3年11月22日	令和3年度第2回男女共同参画推進会議	次期男女共同参画行動計画等の策定について（諮問の報告）
令和4年1月26日 ～31日	令和3年度第1回男女共同参画推進会議幹事会議・担当者会議 合同会議	次期計画策定に向けた現計画の評価と課題について
令和4年2月15日	令和3年度第3回男女共同参画審議会	次期計画策定に向けた現計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年3月18日	令和3年度第3回男女共同参画推進会議	次期計画策定に向けた現計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年度		
令和4年6月3日	令和4年度第1回男女共同参画審議会	次期計画の骨子案について
令和4年7月6日 ～12日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議幹事会議・担当者会議 合同会議	次期計画の骨子案の概要について
令和4年7月22日	令和4年度第2回男女共同参画審議会	次期計画の骨子案、答申案について
令和4年8月19日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議	次期計画の骨子案の概要について
令和4年8月30日	令和4年度第3回男女共同参画審議会	次期計画の答申案について
令和4年9月21日	答申	男女共同参画審議会から市長に対して答申
令和4年11月21日	令和4年度第2回男女共同参画推進会議	次期計画の計画案について

静岡市男女共同参画審議会委員名簿（※五十音順、敬称略）

委員名	所属・役職等	備考
葦名 ゆき	静岡県弁護士会	
天野 育子	公募委員	
岩瀬 洋一郎	しずおか焼津信用金庫 理事 人事部長	
岡本 駿也	静岡地域労働者福祉協議会 事務局長	
川島 徹也	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長	
小長谷 忍	静岡市立由比中学校長	令和4年3月31日まで
齋田 麗子	公募委員	
坂巻 静佳	静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 准教授	会長
杉山 昌之	静岡市立清水第六中学校校長	令和4年4月1日から
田中 志保	公募委員	
田中 卓也	公募委員	
藤田 景子	静岡県立大学 看護学部 看護学科 准教授	
松尾 由希子	静岡大学 教職センター 准教授	副会長
松下 光恵	NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事	
松永 彩英	公募委員	
松林 三樹夫	メンズ・サポート・しずおか	

あ行

■アンコンシャス・バイアス (unconscious bias/無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくます。

例：性別、世代、学歴などで、相手を見ること

「性別」で任せる仕事や、役割を決めていること

(参考元：第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）、

内閣府男女共同参画局広報誌「共同参画」 No144)

■M字カーブ

日本の女性の労働人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

■L字カーブ

日本の女性の正規雇用労働者比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける様子がアルファベットのLのような形になることをいいます。

■LGBTQ

LGBTQとは、Lesbian（レズビアン、性自認が女性で、恋愛・性愛の対象が女性の人）、Gay（ゲイ、性自認が男性で、恋愛・性愛の対象が男性の人）、Bisexual（バイセクシュアル、恋愛・性愛の対象が男性・女性両方の人）、Transgender（トランスジェンダー、出生時の性とは異なる性自認の人）、Questioning（クエスチョニング、性自認や性的指向が明確でない人）やQueer（クィア、「からだの性が自認する性と同じ人かつ異性愛」以外のセクシュアリティ全般）やの頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称としてよく使われます。

(参考元：静岡市発行「性の多様性に関する企業ガイドライン」)

■エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

か行

■外国にルーツを持つ人

国籍にかかわらず、両親またはそのどちらかが外国出身者である人のことです。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

さ行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

■ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する、各国における男女格差を測る指数のことです。経済分野、教育分野、政治分野、健康分野のデータから算出されます。

(参考元：第3次静岡県男女共同参画基本計画)

■ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence:GBV）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、GBVは以下の5つに分類することができます。

- ①性的搾取・虐待（sexual exploitation and abuse : SEA）を含む「性暴力」
- ②殴る蹴る等の「身体的暴力」
- ③言葉やいじめによる「心理的暴力」
- ④女性性器切除（female genital mutilation/cutting : FGM/C）等の「身体に有害とされる伝統的慣習（harmful traditional practice）」
- ⑤社会的疎外や貧困といった「社会的・経済的暴力」

■ジェンダー平等

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくことをいいます。

(参考元：内閣府資料「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」)

■持続可能な開発目標：SDGs

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals:SDGs) を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

(参考元：第 5 次男女共同参画基本計画)

■性のあり方

性のあり方は誰もが持っているもので、セクシュアリティとも言われ、主に 4 つの要素「①性自認 (こころの性) ②性的指向 (好きになる性) ③性表現 (表現する性) ④からだの性」で成り立っています。各要素は様々で、また組合せも様々であるため、一人ひとりの性のあり方は多様で、その広がり虹のようなグラデーションで表現されます。

(参考元：静岡市発行「にじいろ BOOK しずおか」)

■セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(Sexual and Reproductive Health and Rights : SRHR =性と生殖に関する健康と権利)

セクシュアル・ヘルスとは、自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていることです。

リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人 (無性愛、非性愛の人) 問わず、心身ともに満たされ健康にいられることです。

セクシュアル・ライツとは、セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のことで、自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方 (男か女かそのどちらでもないか) を自分で決められる権利のことで。

リプロダクティブ・ライツとは、産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利のことで、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利のことで。

た行

■デート DV

交際相手 (別れた相手も含む) からの身体的・性的・精神的・経済的な暴力のことです。

は行

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実には存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入が必要となります。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

ま行

■メディア・リテラシー

メディアがもたらす情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事をもつ人が、やりがいをもって働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることです。